高知県海岸漂着物対策地域計画

平成23年 2月

高 知 県

<u>目</u> 次

まえがき	. 1
第1章 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向	. 2
1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯	. 2
2. 高知県における海岸漂着物対策の状況	. 3
3. 高知県における海岸漂着物対策の基本的方向性	. 4
3-1. 海岸漂着物等の円滑な処理	. 4
3-2. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制	. 6
3-3. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	. 9
3-4. その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項	1 0
第2章 高知県における海岸漂着物対策を推進するための計画	1 2
1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及び内容	1 2
2. 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容	1 3
3. 関係者の役割分担及び連携	1 9
4. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物	
対策の推進に関し必要な事項	2 (
資料編	2 2
<u> </u>	2 3
資料 2.海岸漂着物処理推進法(概要版)(環境省)	2 9
資料2. 海岸漂角物処垤推進法(概安版)(環境省) 資料3. 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な	2 8
	2.0
方針(案)(環境省)	3 C 3 1
資料 4. 重点区域	3 4
	4 6
	6 1
資料8.高知県海岸緊急清掃事業実施要綱	6 4

まえがき

高知県(以下「本県」または「県」という。)では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。資料1及び資料2参照)の規定による国の基本方針(資料3参照)に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画である「高知県海岸漂着物対策地域計画」(以下「本計画」という。)を策定します。これにより、海岸の良好な景観やレジャー等、漁業や海運、安全な暮らし及び海洋生物への影響を軽減します。

■用語の定義

用語	定義
海岸漂着物	海岸に漂着したごみその他の汚物または不要物をいう。
海岸漂着物等	海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物または不要物を
	いう。
海岸管理者	海岸法に基づき、海岸法で保護すべき区域と定められた海岸保全区域及
	び一般公共海岸の管理を行うものをいう。海岸管理者は原則として、当
	該海岸保全区域が存在する都道府県知事とするが、市町村長が海岸保全
	区域を管理することが適当と認められた場合は、市町村長とすることが
	できる。
	また、海岸保全区域と港湾区域もしくは港湾隣接地域が重複する場合は
	港湾管理者の長が海岸管理者となり、海岸保全区域と漁港区域が重複す
	る場合は漁港管理者の長が海岸管理者となる。
3 R	Reduce (リデュース: ごみの発生抑制)、Reuse (リユース: ごみの再使
	用)及び Recycle (リサイクル:ごみの再利用) のことで、頭のRを取
	って3Rという。

第1章 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯

国土の四方を海に囲まれた我が国において、海岸は、私たちにとって身近な存在であり、古来より人々の生活と生産活動を支えてきた、かけがえのない国民共有の財産です。 我が国の海岸は、白砂青松の美しい浜辺に代表される良好な景観を有するものが数多く存在するほか、海岸は陸と海が接し、砂浜、岩礁、干潟等多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場ともなっています。また、海岸は漁業活動の場や港として利用がなされるとともに、干拓による農地の開発等も行われ、生産や交通輸送のための空間としての重要な役割を果たしています。さらに、海水浴場等のようにレジャーやスポーツ等のレクリエーション活動の場としての役割を担っています。このように、私たちは、日々の生活において海岸がもたらす有形または無形の多大な恩恵を受けています。

しかし、近年、我が国の海岸には、国内や周辺国または地域(以下「周辺国」という。) から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される 美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への被害等の深刻な問題が生じています。

海岸漂着物等については、これまでも地域住民、非営利活動組織その他の民間団体等、 (以下「民間団体等」という。)、国や地方公共団体等の多様な主体によって様々な取り 組みが行われてきました。

政府においては、海岸漂着物等に関する実効的な対策を検討する体制を整えるため、 平成 18 年 4 月に「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」が設置され、その検討 結果を踏まえ、平成 19 年 3 月に、関係省庁が当面取り組むべき施策等について取りま とめが行われました。

その後、関係省庁において各種の具体的な施策が進められてきたものの、海岸漂着物の問題をめぐっては、関係省庁を始めとする関係者の努力にもかかわらず、なお処理し切れない量と質の海岸漂着物が各地の海岸に流れ着いていること、海岸漂着物等の処理に関する体制のあり方が明確ではないこと、他の都道府県や周辺国より流出するものも多く、地方公共団体による対応だけでは必ずしも十分ではないこと等の課題があり、依然として海岸を有する地域において重要な問題となっています。

我が国に漂着する海岸漂着物は、地域によっては周辺国から漂着するものが多くみられるものの、全国的にみれば国内に由来するものが多いといわれています。国内に由来して発生する海岸漂着物は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものであって、海岸を有する地域にとどまらず、私たちの日頃の行動や社会の有り様を映し出す鏡ともいえます。このため、我が国の美しい山河と豊かな海を守っていくためには、海岸漂着物の問題に対して、海岸を有する地域だけでなく、広範な国民による取

組みが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、平成 21 年 7 月に、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的 として、「海岸漂着物処理推進法」が議員立法により全会一致で可決・成立し、公布さ れました。

今後の我が国における海岸漂着物対策は、海岸漂着物処理推進法の基本方針に基づき、 関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、各種の施策が総合的かつ効果的に 推進される必要があります。

2. 高知県における海岸漂着物対策の状況

高知県は、県全体で約713kmの海岸線延長を有し、室戸岬、桂浜及び足摺岬等の優れた海岸の景観を有し、サンゴ礁、鯨及び海がめの生息等の優れた生態系を保全しています。しかし、近年、海岸漂着物による景観やレジャー等、漁業や海運、安全な暮らし及び海洋生物への影響が懸念されるようになってきました。



中ノ島漁港海岸 (須崎市) の鯨



手結港海岸(香南市)での海水浴

海岸漂着物対策としては、ごみ等の発生抑制等の対策のほか、繰り返し漂着するごみを回収・処理することが重要です。しかし、海岸の保全と整備に努める責務を負う海岸管理者だけでは十分な海岸漂着物対策ができないのが現状であり、回収処理に要する費用の確保も大きな課題となっています。そのため、海岸漂着物対策を計画的に推進する必要が生じ、本計画を策定することとなりました。



赤野漁港海岸(安芸市)の漂着物

3. 高知県における海岸漂着物対策の基本的方向性

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生を抑制するための施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境の保全を図ることを目的とします。

海岸漂着物対策の実施に際しては、県民が将来にわたり海岸のもたらす恵みを受けられるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆衛生等の海岸の総合的な環境について、その良好な状態を保全するとともに、海岸漂着物によって損なわれる環境を再生することが重要です。

これらの視点を踏まえ、今後の海岸漂着物対策の推進に関する基本的な考え方を以下に示します。

- 海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を施策の両輪とすること
- 関係者の相互協力が可能な体制づくりや、民間団体等との連携、協力、支援を通じて、多様な主体の適切な役割分担と連携を確保すること
- 他県 (隣接する海域を有する) との間で協力を推進すること

3-1. 海岸漂着物等の円滑な処理

大量の海岸漂着物等により海岸の景観や環境が損なわれている地域においては、海岸漂着物等の円滑な処理を進めることによって、景観や環境を保全する必要があります。 また、海岸漂着物等を処理することは、海岸漂着物等の海域への再流出を防止すること となり、海洋環境の保全にも資することになります。

このような観点から、県は、海岸漂着物等の円滑な処理に関し、海岸管理者等の処理 責任や市町村の協力等の基本的事項に留意して、海岸漂着物等の円滑な処理を図るもの とします。

(1) 海岸管理者等の処理の責任等

①海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等は、管理する海岸が清潔に保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じます。その際には、海岸漂着物対策の経緯等の地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担を定めます。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者・管理者は、その占有または管理する海岸が清潔に保たれるよう努めるものとします。

②市町村の協力

市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等または海岸の 土地の占有者・管理者に協力するものとします。

海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力のあり方については、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態など、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成を図ることとします。市町村の協力とは、例えば、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等を市町村の処理施設において処分することなどが挙げられます。

(2) 市町村の要請

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の海岸漂着物等により、地域住民の生活や 漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海 岸漂着物等の処理を行うため必要な措置を講ずるよう要請できます。

したがって、市町村から海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等を処理するため、適切な措置を講じます。

(3) 地域外からの海岸漂着物に対する連携

①他県への協力要請

県知事は、海岸漂着物の多くが他県から流出したものであることが明らかである場合は、当該県知事に対して、海岸漂着物の処理やその発生抑制等に関して協力を求めるものとします。

②他県への協力

県知事は、海岸管理者等の要請や他県から協力を求められた場合において、その趣旨を踏まえて、必要があると判断した場合には、海岸漂着物の処理及びその発生抑制等のため所要の処置を講ずるように努めます。

(4) その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令の適用関係

■海岸漂着物等の適正処理

回収された海岸漂着物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)の規定に基づいて適正に収集、運搬及び処分を行います。

■不法投棄物の適正処理

海岸に漂着している物が不法投棄等によって生じたものであって、原因者が特定可能な場合については、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図るものとします。

■船舶から流出した油等の措置

船舶から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染防止法」という。)等に基づいて防除措置等の適切な実施を図ります。

②大量の海岸漂着物等が存在する地域における処理の推進等

県知事は、海岸漂着物が存在することにより、地域環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合で、特に必要があると認めるとき(例えば、洪水や台風等の災害等によって流木やごみ等が大規模に漂着した際に、県が緊急的に処理を行う国の災害関連制度を活用する必要がある場合等)は、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、その海岸漂着物の処理を的確かつ安全に実施するために必要な資料及び情報の提供、技術的助言その他の協力を求めるものとします。

③県による援助

県は、県内各地域における広域かつ詳細な自然的社会的条件に係る情報を有することから、海岸管理者等や海岸の土地の占有者(占有者がない場合には管理者とする。)による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、必要に応じて、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助を行います。

県は、市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合、海岸 管理者等への援助の一環として、当該市町村に対し支援その他の援助を行います。

_3 ー 2.海岸漂着物等の効果的な発生抑制

海岸漂着物の問題を解決するためには、海岸を有する地域ばかりでなく、すべての地域において、効果的な発生抑制を図ることが必要です。

(1) 3 Rの推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等には、生活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着したものが含まれ、 その発生を抑制するためには、海岸漂着物等となるごみ等の排出を抑制することが重要です。

県は、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)に規定する基本原則

に基づき、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年 法律第112号)をはじめとする各種リサイクル法の適切な実施や、3R(リデュース、 リユース、リサイクル)の推進を図ることを通じて、廃棄物の排出抑制と適正な処分 により、循環型社会の実現を図るよう努めます。

(2) 発生の状況及び原因に関する実態把握

■海岸漂着物等に関する調査

海岸漂着物等の発生実態には末解明の部分が多く残されており、海岸漂着物等の発生抑制のための効果的な施策を企画・実施するためには、その発生実態を可能な限り 把握する必要があります。

県は、海岸漂着物等の発生状況、発生原因を把握するため、定期的に調査を行い、 その結果を踏まえて海岸漂着物等の発生を抑制するための施策を企画立案し、実施するように努めます。

■情報の共有

海岸漂着物等に関する調査で得られたデータや把握した状況について、関係者間で情報を共有するとともに、インターネット等を活用して積極的に広報し、海岸漂着物の問題に関する普及啓発を図るよう努めます。

また、海岸漂着物等の実態については、民間団体等や学識経験者によって自主的に 各種の調査活動がなされているところであり、県はこれらの調査活動の結果を収集、 整理し、施策に活用するよう努めます。

(3) ごみ等の適正な処理等の推進

海岸漂着物には、生活系のごみや事業活動に利用され不要となった用具等が適正に 処分されないために、海岸に漂着しているものが散見されます。このように、私たち の日常生活に伴って排出される生活系ごみや、事業活動に利用され不要となった用具 等が適正に処分されない場合、その一部が水域を経て海岸漂着物となるおそれがあり ます。これらを廃棄物として適正に処分することは、海岸漂着物等の発生抑制にも資 することになります。

■県民の務め

県民は、海岸漂着物等の発生を抑制するため、生活系ごみ減量化の取組により、自ら排出するごみ等を抑制し、日常生活で生じたごみ等をなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力等により、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとします。

■事業者の務め

事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努め、

事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処分すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとします。

(4) ごみ等の投棄の防止等

■不法投棄に関する規制措置の実施

海岸漂着物等の発生を抑制するためには、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄を 防止することが重要です。ごみ等の投棄については廃棄物処理法等に基づく規制によって対応されるべきものであり、県は、不法投棄に関する規制の適切かつ着実な執行 に努めます。

■県民意識の高揚とモラルの向上

海岸漂着物等は、生活系ごみをはじめ身近な散乱ごみが、山、川及び海へとつながる水の流れを通じて海域へ流れ、発生することもあります。海岸を有する地域だけではなく、広く県民が海岸漂着物問題への認識を深め、一人ひとりが当事者意識を持って、陸域や海域においてごみ等の投棄を行わないことが重要です。

また、海岸漂着物等には、船舶の航行に伴い生ずるものも含まれているとの指摘もあることから、船舶所有者への海岸漂着物問題の周知や、ごみ等の海上投棄の防止措置も進める必要があります。

このため、県は環境教育の推進やインターネットやパンフレット等の広報手段を活用して、海岸漂着物等の実態を県民に周知する等、発生抑制の呼びかけを効果的に進め、県民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図るように努めます。

■陸域等における投棄の防止

県及び市町村は、廃棄物処理法その他の関係法令に基づく不法投棄に関する規制措置の実施と相まって、市街地を始め、森林、農地、河川及び海岸等の私たちの日常の暮らしに関わる場所で、それぞれの発生原因に応じて必要な措置を講じ、ごみ等の投棄の防止を図ります。

また、河川を経由して海域に流入するごみ等の投棄を防止するため、啓発活動のほか、パトロール等の監視活動による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施等、ごみ等を投棄しにくい地域環境の創出に努めます。

(5) ごみ等の水域等への流出または飛散の防止

海岸漂着物等には、市街地を始め、森林、農地、河川及び海岸等から河川その他の公共の水域や海域に流出または飛散するもの(流木等の自然由来のものも含む。)も含まれるため、海岸漂着物等の発生を抑制するためには、これらの水域等への流出防止を図ることが重要です。

このため、県民または事業者は、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管

理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければなりません。県は、 土地の占有者または管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行 うことに努めます。

また、一時的な事業活動(イベントの開催、露店の営業等)が行われる土地の占有者または管理者は、当該事業活動を行う事業者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理やごみの適正な処分に関する必要な要請を行うことにより、ごみ等の流出または飛散の防止に努めます。

(6) 海域における漂流物等の回収対策の推進

海岸漂着物は、海域を漂流した後に海岸に漂着するものであるため、船舶の航行障害の除去や漁場環境の保全の観点から、海域に漂流する流木やごみ等(以下「漂流物」という。)や海底に堆積または散乱するごみ等(以下「海底の堆積物」という。)の回収対策を行うことは、海岸漂着物等の発生抑制となります。

このため、閉鎖性海域等における漂流物及び浅海域における海底の堆積物の回収対策の推進に努めます。

3-3. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策がより大きな成果を得るためには、国や地方公共団体のほか、意欲ある県民や民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組み、相互に情報を共有しつつ連携・協力することが重要です。

(1) 県民、民間団体等の積極的な参画の促進

海岸漂着物等は山、川、海へとつながる水の流れを通じて国内外から発生するものであり、海岸漂着物問題は海岸を有する地域だけでなく、広範な県民による協力が不可欠です。海岸漂着物等の処理等に対する県民の意識の高揚が図られ、県民や民間団体等による自主的・積極的な取組が促進されることが重要です。

県においても、地域の関係者の連携・協力が進められるよう、海岸漂着物に関する 知識の普及、ボランティアに関する情報提供等の施策を講ずるように努めます。

(2) 自発的な意思の尊重と公正さ・透明性の確保

県民や民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に応じて、自発的な意思のもとで、海岸漂着物への取組みに参加するものです。このような自発的な意思は、活動を始めるきっかけや活動を継続していく動機となるものです。海岸漂着物対策における県と県民または民間団体等との連携に際しては、その自発性・主体性が尊重されるように留意します。

また、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に、自発的な意欲をもって活動に参画

し相互に連携していくためには、当事者間において、公正性や透明性が確保されることが必要です。県は、これらに配意しつつ施策を進めます。

(3) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

①民間団体等との緊密な連携

民間団体等は、海岸漂着物等の処理や発生抑制において自ら活動を行うことに加え、県民への環境教育や普及啓発活動等への参画を通じて、地域の各主体の連携・協働のつなぎ役として重要な役割が期待されます。

県は、海岸漂着物対策の推進にあたり、民間団体等と緊密に連携し、広報活動及 び活動の充実に向けた支援(調査結果の提供、財政上の配慮、技術的助言等)に努 めます。

②民間団体等の知見等の活用

県は、民間団体等が自らの活動により培った豊富な経験と知識、関係者による幅 広いネットワーク等を持ち合わせていることを認識し、これらの知識や技術等を県 内において幅広く活用できるよう配慮します。

③民間団体等の活動における安全性の確保

海岸漂着物等の中には、使用済みの注射器等の医療廃棄物やガスボンベ等の危険 物が含まれているため、回収活動の安全性を確保する必要があります。

このため、県は、民間団体等への知識の普及や助言を行うこと等により、その活動の安全性確保に努めます。

3-4.その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項

(1)環境教育及び普及啓発

海岸漂着物対策を実施する上では、県民が当事者意識をもって行う自主的・積極的な取組みを促進する必要があります。

①環境教育の推進と普及啓発

県は、環境教育の推進に必要な施策(環境保全等に関する教育や学習の振興等) を講じ、広報活動等の充実によって県民に対する普及啓発を図るとともに、自発的 な美化活動を促進します。

②環境教育及び普及啓発における民間団体等との連携

民間団体等は、自主的に清掃キャンペーンその他の活動を行っています。県は、環境教育や普及啓発に際して、これらの民間団体等との連携を図ることにより、その知見やネットワークの活用に努めます。

(2) 海岸漂着物対策を担う人材の育成

海岸漂着物対策活動推進団体等は、県、海岸管理者等が行う海岸漂着物対策への協力を担う主体であり、地域のパートナーシップづくりの中核的主体の一つとしての役割が期待されます。このため、現在、自主的に活動を行っている団体や住民活動の掘り起こしを行い、海岸愛護団体支援事業への登録等を積極的に推進します。

海岸漂着物対策は長期的な展望に立ち、将来を見据えた体制づくりも重要となることから、県内において地域住民、民間団体、行政機関、学校教育機関等を対象として、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成・教育を推進します。

(3) 技術開発、調査研究の推進

①効率的・効果的な回収方法

海岸漂着物等の処理を推進するためには、海岸の地理的特性(砂浜、礫浜、磯浜等)や自然条件に即した効率的・効果的な回収を行うことが必要です。このため、 県は、海岸漂着物等の効率的・効果的な回収に向けた手法の調査研究の推進に努めます。

②海洋漂着物等の処分等に関する技術

多種多様な海岸漂着物等を円滑に処理するためには、多様な性質や形態等に即した適切な方法で処分することが必要であり、技術開発の果たす役割は大きいものがあります。また、海岸漂着物等の効率的な処理や再生利用等によって廃棄物の減量化を進めることは、海岸漂着物等の発生抑制に有効です。

このため、県は、多種類の物質を含む海岸漂着物等について、適正かつ効率的な 処理技術の研究等、循環型社会にふさわしい最適な処理やリサイクル技術に関する 調査研究の推進に努めます。

第2章 高知県における海岸漂着物対策を推進するための計画

1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

県は、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域(以下「重点区域」という。)を選定 します。その選定方法及び重点区域を以下に示します。

(1) 選定方針

重点区域は、海岸漂着物の量と質、漂着状況に加え、対象区域の自然環境(環境保全の観点からみた特徴、地形の特徴等)、社会環境(海岸漂着物が与える観光への影響、海岸清掃活動の状況等)等の情報を収集整理し十分検討した上で、海岸あるいは区域毎に重点対策の必要性に関する評価を実施し選定します。なお、選定基準は、地域の特性や多様な地域関係者からの意見を踏まえ適切に設定します。

(2) 重点区域の選定

重点区域候補は、国の基本方針を踏まえ、沿岸市町村へのヒアリング及び現地調査による海岸の地形的条件やゴミ漂着条件等を勘案し、海岸漂着物の被害が想定される区域を設定します。その後、「高知県海岸保全基本計画推進委員会」の審議を経て決定します。

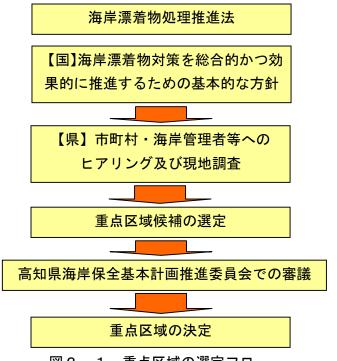


図2-1. 重点区域の選定フロー

(3) 重点区域

重点区域の選定案を資料4に示します。

2. 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

各重点区域の実情を考慮して、海岸漂着物等の発生抑制対策、回収処理及び普及啓発等を行い、本県の海岸漂着物対策を推進します。

A:大規模河川型(重点区域の64%)

【近隣に1級・2級河川を有しており、主に自然系ゴミ (葦・流木等) が漂着する海岸】





(1) 海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

- ・河川管理者や市町村等と必要に応じて意見交換を実施する
- ・海岸漂着物の状況に応じた方法により処理する (図2-2、表2-1、資料6参照)
- ・海岸漂着危険物の場合は、「海岸漂着危険物対応ガイドライン」により適切に処理する
- ・海岸愛護団体事業等による定期的な清掃活動の積極的な支援を行う
- ・河川出水後等に海岸緊急清掃事業「ビーチボランティア」等を活用した一斉清掃を実施する

(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

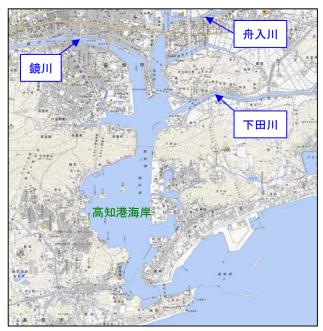
- ・海岸漂着物等の発生状況、発生原因、発生源及び漂着経路の調査を実施する
- ・河川等でのパトロール等の監視活動による不法投棄の抑制・早期発見に努める
- ・流木等の発生抑制のために林業関係者等へ協力要請をする

(3) 環境教育及び普及啓発に関する事項

- ・海岸漂着物の種類、処理数量等の実態を公表することにより、県民等の意識高揚を図る
- ・ごみ等の抑制や3Rが海岸漂着物対策に寄与することについて広報する
- ・環境保全等に関する教育や学習を通じ、地域住民や民間団体等に普及啓発を行う
- ・海岸漂着物が生物や環境・景観に与える影響をテーマにしたシンポジウムを開催する

B:都市河川型(重点区域の4%)

【河川を通じて生活系ゴミが漂着する海岸】





(1) 海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

- ・河川管理者や市町村、事業者等と必要に応じて意見交換を実施する
- ・海岸漂着物の状況に応じた方法により処理する (図2-2、表2-1、資料6参照)
- ・海岸漂着危険物の場合は、「海岸漂着危険物対応ガイドライン」により適切に処理する
- ・海岸愛護団体事業等による定期的な清掃活動の積極的な支援を行う
- ・河川出水後等に海岸緊急清掃事業「ビーチボランティア」等を活用した一斉清掃を実施する

(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

- ・海岸漂着物等の発生状況、発生原因、発生源及び漂着経路の調査を実施する
- ・河川等におけるパトロール等の監視活動による不法投棄の抑制・早期発見に努める
- ・不法投棄の警告看板を設置する

(3) 環境教育及び普及啓発に関する事項

- ・海岸漂着物の種類、処理数量等の実態を公表することにより、県民等の意識高揚を図る
- ・ごみ等の抑制や3R、ごみのポイ捨て禁止等のモラル向上が海岸漂着物対策に寄与すること について広報する
- ・環境保全等に関する教育や学習を通じ、地域住民や民間団体等に普及啓発を行う
- ・海岸漂着物が生物や環境・景観に与える影響をテーマにしたシンポジウムを開催する

C:観光型(重点区域の71%)

【自然公園内に位置している海岸】





(1) 海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

- ・観光、環境関係者や市町村等と必要に応じて意見交換を実施する
- ・処理頻度を増やして観光地の美観を保ち、生物等の環境を保全する
- ・海岸愛護団体事業等による定期的な清掃活動の積極的な支援を行う
- ・台風等の発生後に海岸緊急清掃事業「ビーチボランティア」等を活用した一斉清掃を実施する
- ・観光関係者等の協力を得た清掃を実施する(例えば、イベント開催時に清掃活動を実施することへの協力依頼)

(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

- ・海岸漂着物のモニタリング調査を実施し、発生源の特定に努める(海岸愛護団体との連携を 強化)
- ・不法投棄の警告看板を設置する

(3) 環境教育及び普及啓発に関する事項

- ・海岸生態系への影響検討を行うとともに、その結果を環境教育等を通じて幅広く広報することにより、地域住民や民間団体等に普及啓発を行う
- ・環境保全等に関する教育や学習を通じ、地域住民や民間団体等に普及啓発を行う
- ・海岸漂着物が生物や環境・景観に与える影響をテーマにしたシンポジウムを開催する

D:水産漁業型(重点区域の24%)

【漁港区域内に位置する海岸、漁業系ゴミ(養殖うき等)が漂着する海岸】





(1) 海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

- ・漁業協同組合等や市町村等と必要に応じて意見交換を実施する
- ・漁業協同組合等の協力を得た清掃を実施する(例えば、イベント開催時に清掃活動を実施することへの協力依頼)

(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

・漁業協同組合等と連携し、陸域および海上の漂着物情報を収集する体制を構築し、不法投棄 の抑制・早期発見に努める

(3)環境教育及び普及啓発に関する事項

- ・漁業関係者、船舶利用者に啓発活動を実施する
- ・港湾管理者等との連携による啓発活動を行う
- ・海岸漂着物が生物や環境・景観に与える影響をテーマにしたシンポジウムを開催する

海岸漂着物対策の具体的な内容については、今後、関係機関と協議を行い決定します。

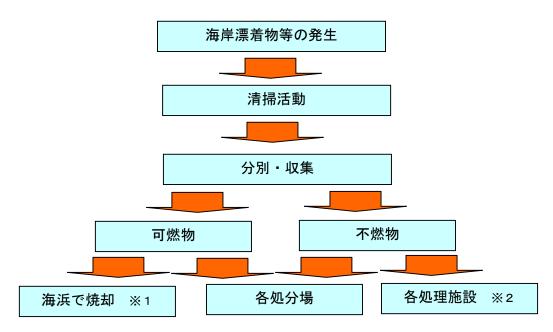


図2-2. 海岸漂着物等の処理方法

- ※1 地域住民の理解により、海浜で焼却ができる場合は、海岸管理者立会いの上焼却する。
- ※2 各処理施設で処分できないもの (タイヤ、バッテリー等) の処分は原則県で対応する。

表 2 一 1.	海岸漂着物等の処理方法	(単管理海岸の重例)
1X Z I.	/四/十/示/目 10/ 〒 0/ 20/11 / 1/1/2	(木ら生)川(サリ)

漂着ゴミの量	少量	少量<ゴミの量 <1,000 ㎡	1,000 ㎡以上										
清掃活動の主体	海岸愛護団体や市町村及	緊急清掃事業やボランテ	災害関連緊急大規模漂着										
(事業名)	び地域住民	ィア等	流木処理対策事業**1										
八郎上原生	地域在足竿	地域住民、ボランティア	災害関連事業で対応(一部										
分別・収集	地域住民等	等、市町村、県	ボランティア)										
2妻 ≣几十級十ポ	(建設機械が必要なもの	用る対応	災害で対応										
建設機械	は、収集しない)	県で対応											
運搬	当該市町村	当該市町村及び県	災害で対応										
加入(タ加入)坦)	* m++	市町村	流木等は災害で対応(その										
処分(各処分場) 	市町村	[[[]]]]	他は、通常の対応。同左)										
海浜での焼却	県が立会いの上、焼却	県が立会いの上、焼却	県が立会いの上、焼却										
各処分場で処分で	店 NI II		店 NI 目										
きないもの	原則、県	原則、県 	原則、県 										
ゴミ袋	可能な限り県が支給	可能な限り県が支給	可能な限り県が支給										

^{※1} 海岸保全区域および隣接の一般公共海岸からの海岸漂着物が海岸保全施設に影響する場合

○事業の紹介

①海岸愛護団体支援事業 (定期的な清掃活動) (資料7参照)

自発的なボランティア精神により、海岸清掃等を行う団体で、事前の届出により、 愛護団体として認定します。

認定した団体は、定期的に事前に定めた範囲の清掃活動等を行い、構成員は傷害保険の対象となります(県が費用を負担する)。県は、清掃活動等に必要な消耗品 (ゴミ袋等)を配布します。

②海岸緊急清掃事業「ビーチボランティア」 (突発的な清掃活動) (資料8参照) 海岸に漂着した大量の流木等をボランティアと協力して早急に処理することに より、美しく安全で快適な海岸を保つ事を目的とします。

この事業は、台風等により漂着した大量の流木等を処理するために、土木事務所 長が認定した団体に要請して行う流木等の処理のうち、所長が指定したものをいい ます。事前の届出により、登録団体(ビーチボランティア)として認定し、認定さ れた団体の構成員は、傷害保険の対象となります(県が費用を負担する)。

③災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

採択基準は、ゴミの量 1,000 m 3以上、処理費用 200 万円以上で、流木等が異常に堆積し、放置することにより、堤防、離岸堤、砂浜等の消波機能の低下、水門の防潮機能への障害等、海岸保全施設の機能を阻害する場合が対象となります。補助率は事業費の 1/2 です。





海岸清掃活動

3. 関係者の役割分担及び連携

県内では、様々な主体により海岸清掃活動が実施されていますが、県内の海岸漂着物の現状を踏まえ、地域住民、民間団体等、県、市町村等の多様な主体の継続力のある役割分担及び連携を明らかにしておくことが重要です。

(1) 地域住民、民間団体、事業者等の主な役割

地域住民、民間団体、事業者等は、海岸漂着物問題を一人ひとりが自分のことと認識し、日常生活においてごみの削減等の活動に積極的に取組むことが求められます。

- · 3 R 等の発生抑制の実施
- ・ 海岸清掃活動への参加、支援
- ・ ごみの散乱及び水域等への流出防止
- ・ 環境教育や普及啓発等への参加
- ・ 知見、ネットワーク等の提供
- ・ 地域住民や民間団体の活動等の情報収集と関係者間との情報共有 等

(2) 県の主な役割

県は、広域的な観点から海岸漂着物対策に関する継続的な取組みを推進します。また、県では、環境部局や海岸部局等の横断的な連携・協力体制を確保すると同時に効果的かつ継続的な活動となるように、具体的な施策を決定します。

- 海岸漂着物の状況把握(発生状況及び原因に関する調査等)
- 高知県海岸漂着物地域計画の作成
- 3 R等の発生抑制の実施、上下流域での監視活動の実施
- ・ 海岸漂着物等の適正な処理(県関係分)
- ・ 環境教育やホームページ・パンフレット・市町村広報誌、マスメディア等の広報 手段を有効活用した普及啓発、地域単位でのきめ細やかな啓発運動の実施
- ・ 市町村等との連携、一斉清掃時に海岸も含めた活動への検討
- ・ 他県への協力要請
- ・ 海岸清掃活動等や愛護団体等、地域活動団体との連携・取組みへの支援
- 技術的助言
- ・ 海岸漂着物対策に関する情報収集と関係者間との情報共有 等

(3) 市町村の主な役割

市町村は、地域と密接に関係するため、地域の実情に即した取組みの方向性を明らかにし、地域独自の活動を支援する等の地域に密着した環境整備及びきめ細かなサポートが求められます。

- ・ 海岸漂着物の状況把握(発生状況及び原因に関する調査等)
- 3 R等の発生抑制の実施、上下流域での監視活動の実施
- ・ 海岸漂着物等の適正な処理(市町村関係分)
- 環境教育やホームページ・パンフレット・マスメディア等の広報手段を活用した 普及啓発
- ・ 県等との連携、一斉清掃時に海岸も含めた活動や焼却場での処理費用の分担
- 地域住民や民間団体の活動等の情報収集と関係者間との情報共有等

(4) 県・関係市町村間及び他県との連携

海岸漂着物対策の推進に際し、県と関係市町村との連携が図られるよう、協力体制を確保するものとします。また、定期的に実施されている一斉清掃時に、海岸部も含めた活動とする等、取組みの拡大を検討します。

本県は、地域外から流入する海岸漂着物への対応や、海岸漂着物の発生抑制に向けた連携・協力が円滑に図られるよう、他県との情報・意見交換等を推進し、必要に応じて他県と連携するための体制を整えるよう努めるものとします。

4. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の 推進に関し必要な事項

海岸漂着物対策を推進するためのその他の配慮事項を示します。

(1)技術的知見等

県が、海岸漂着物対策を行うためには、県内の海岸への漂着の様相や海岸生態系への影響等の技術的知見が必要です。対策にあたっては、必要に応じ各種の調査を実施したうえで具体的な対策を検討します。

調査内容は下記のようなものが挙げられます。

- ・海岸漂着物のモニタリングによる、漂着物のデータを蓄積(定期的な調査)
- ・海岸生態系への影響検討
- ・漂着物のリサイクル等による新たな利用方法の検討

(2) 災害等の緊急時における対応策

災害等により、流木等の大量の海岸漂着物等が発生した場合や、危険物の漂着がみられる場合等の緊急時の体制として、関係者間で緊急時連絡体制を構築します。

(3) 計画の見直し

国の基本方針では、海岸漂着物処理推進法の施行後3年を経過した後に、施策の実施状況等を勘案し、本基本方針の改定の検討等必要な措置を講ずるとされています。したがって、本計画は、県内における海岸漂着物対策の進捗や取り巻く環境の変化、国の基本方針の改定等に対して柔軟に対応するため、必要に応じて計画内容の見直し等を行います。

資 料 編

資料1.	海岸漂着物処理推進法	2 3
資料 2.	海岸漂着物処理推進法(概要版)(環境省)	2 9
資料3.	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な	
	方針 (案) (環境省)	3 0
資料4.	重点区域	3 1
資料5.	海岸漂着物調査シート(代表海岸)	3 4
資料6.	海岸漂着ゴミ処理システムフロー図	4 6
資料7.	高知県海岸愛護団体支援事業実施要領	6 1
資料8.	高知県海岸緊急清掃事業実施要綱	6 4

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る 海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

(平成 21 年 7 月 15 日法律第 82 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策(以下「海岸漂着物対策」という。)に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は 不要物をいう。
- 2 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみ その他の汚物又は不要物をいう。
- 3 この法律において「海岸管理者等」とは、海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) 第 二条第三項 の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその 権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用 に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

(総合的な海岸の環境の保全及び再生)

(責任の明確化と円滑な処理の推進)

第四条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等その他の関係者の 責任を明らかにするとともに、海岸漂着物等の多様な性質、態様等に即した円滑な処理 が推進されることを旨として、行われなければならない。

(海岸漂着物等の発生の効果的な抑制)

第五条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを 通じて海岸に漂着するものであって、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識 を反映した一面を有するものであることにかんがみ、海岸漂着物等に関する問題が海岸 を有する地域のみならずすべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海 岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければな らない。

(海洋環境の保全)

第六条 海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊か で潤いのある国民生活に不可欠であることに留意して行われなければならない。

(多様な主体の適切な役割分担と連携の確保)

第七条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制 (以下「海岸漂着物等の処理等」という。)について国民の積極的な取組が促進される よう、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、 事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体の相互の連携の 下に、行われなければならない。

(国際協力の推進)

第八条 海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られるようにするとともに、海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着する物がある一方で、我が国から周辺国の海岸に漂着する物もあることにかんがみ、海岸漂着物に関する問題が我が国及び周辺国にとって共通の課題であるとの認識に立って、その解決に向けた国際協力の推進が図られるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第三条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念(次条及び第十三条第一項において単に「基本理念」という。)にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

- 第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公共 団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (事業者及び国民の責務)
- 第十一条 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように 努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなけれ ばならない。
- 2 国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地 方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生の抑制に努めなければならない。

(連携の強化)

第十二条 国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第二章 基本方針

第十三条 政府は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。)を 定めなければならない。

- 2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。
- 一 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向
- 二 次条第一項の地域計画の作成に関する基本的事項
- 三 第十五条第一項の協議会に関する基本的事項
- 四 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項
- 3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して基本方針の案を 作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意 見を聴かなければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しな ければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 地域計画等

(地域計画)

- 第十四条 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画(以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。)を作成するものとする。
- 2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。
- 一 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- 二 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- 三 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関 し必要な事項
- 3 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共 団体及び海岸管理者等の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されているときは、あらかじめ、当該地域計画に記載する事項について当該協議会の協議に付さなければならない。
- 6 都道府県は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。
 - (海岸漂着物対策推進協議会)
- 第十五条 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、 住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対 策推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、次の事務を行うものとする。

- 一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
- 二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会 が定める。

(海岸漂着物対策活動推進員等)

- 第十六条 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。
- 2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海 岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。
- 3 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動を 行う。
- 一 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な 助言をすること。
- 三 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 四 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。

第四章 海岸漂着物対策の推進

第一節 海岸漂着物等の円滑な処理

(処理の責任等)

- 第十七条 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。
- 2 海岸管理者等でない海岸の土地の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。 以下この条において同じ。)は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。
- 3 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海岸の土地の占有者に協力しなければならない。
- 4 都道府県は、海岸管理者等又は第二項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の 円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助を することができる。

(市町村の要請)

第十八条 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存すること に起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理 者等に対し、当該海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することがで きる。

(協力の求め等)

第十九条 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意

見を聴いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

- 2 環境大臣は、前項の規定による都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる。
- 第二十条 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

(外交上の適切な対応)

第二十一条 外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の 保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外 交上適切に対応するものとする。

第二節 海岸漂着物等の発生の抑制

(発生の状況及び原因に関する調査)

第二十二条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策 を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査 を行うよう努めなければならない。

(ごみ等を捨てる行為の防止)

第二十三条 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号) その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地の適正な管理に関する助言及び指導等)

- 第二十四条 国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。
- 2 土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行 う者に対し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又 は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努めなけれ ばならない。

第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策

(民間の団体等との緊密な連携の確保等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を 確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進)

第二十六条 国及び地方公共団体は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 (平成十五年法律第百三十号)第九条第一項 の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発)

第二十七条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(技術開発、調査研究等の推進等)

第二十八条 国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な 処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(財政上の措置)

- 第二十九条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の 区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体 が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。
- 3 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかん がみ、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。 (海岸漂着物対策推進会議)
- 第三十条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。
- 2 海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって 構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。
- 3 海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂 着物対策推進会議に進言する。

(法制の整備)

第三十一条 政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その 他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定につい て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料2

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る 海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律について

(海岸漂着物処理推進法)

目的 海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図る。

基本理念

- 〇総合的な海岸の環境の保全及び再生 ~良好な景観の保全、生物の多様性の確保に配慮~
- ○責任の明確化と円滑な処理の推進 - 海岸管理者等をはじめとする関係者の責任の明確化~
- ○海岸漂着物等の発生の効果的な抑制 ~山から川、海へとつながる国民共通の課題~
- ~豊かで潤いのある国民生活に不可欠~
- ○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 ~国民の積極的な取組を促進~
- ○国際協力の推進
- ~我が国及び周辺国にとって共通の課題~

- ① 国の責務 ② 地方公共団体の責務 ③事業者及び 国民の責務
- ④ 海岸を有する地域のみならずすべての地域における関係者間の連携の強化

基本方針・地域計画の策定

国の基本方針

都道府県の地域計画 (海岸漂着物対策推進協議会)



海岸漂着物対策活動推進員・団体の委嘱

海岸漂着物等の円滑な処理

- (1)処理の責任等
- 海岸管理者は、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。
- ② 海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない。 ③ 市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。
- ④ 都道府県は、海岸管理者等に対し、必要な技術的助言等の援助をすることができる。
- ⑤ 市町村は、住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、海岸管理者に対し、必要な措置を とるよう要請することができる。
- (2)地域外からの海岸漂着物への対応
- ① 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると 認める場合は、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めるこ とができる。
- ② 環境大臣は、①の協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができる。
- ③ 外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認める ときは、必要に応じ、外交上適切に対応する。
- ④ 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれが あると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し 当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

海岸漂着物等の発生の抑制

- 国及び地方公共団体は、① 発生状況・発生原因に係る定期的な調査 ② 森林、農地、市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置 ③ 土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導

に努める。

民間団体等との連携の強化

教育の推進等

調査研究等

財政上の措置

- ① 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- ② 政府は、国外又は他の地方公共団体から大量に海岸漂着物が漂着する離島その他の地域において 地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。
- ③ 政府は、民間の団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める。

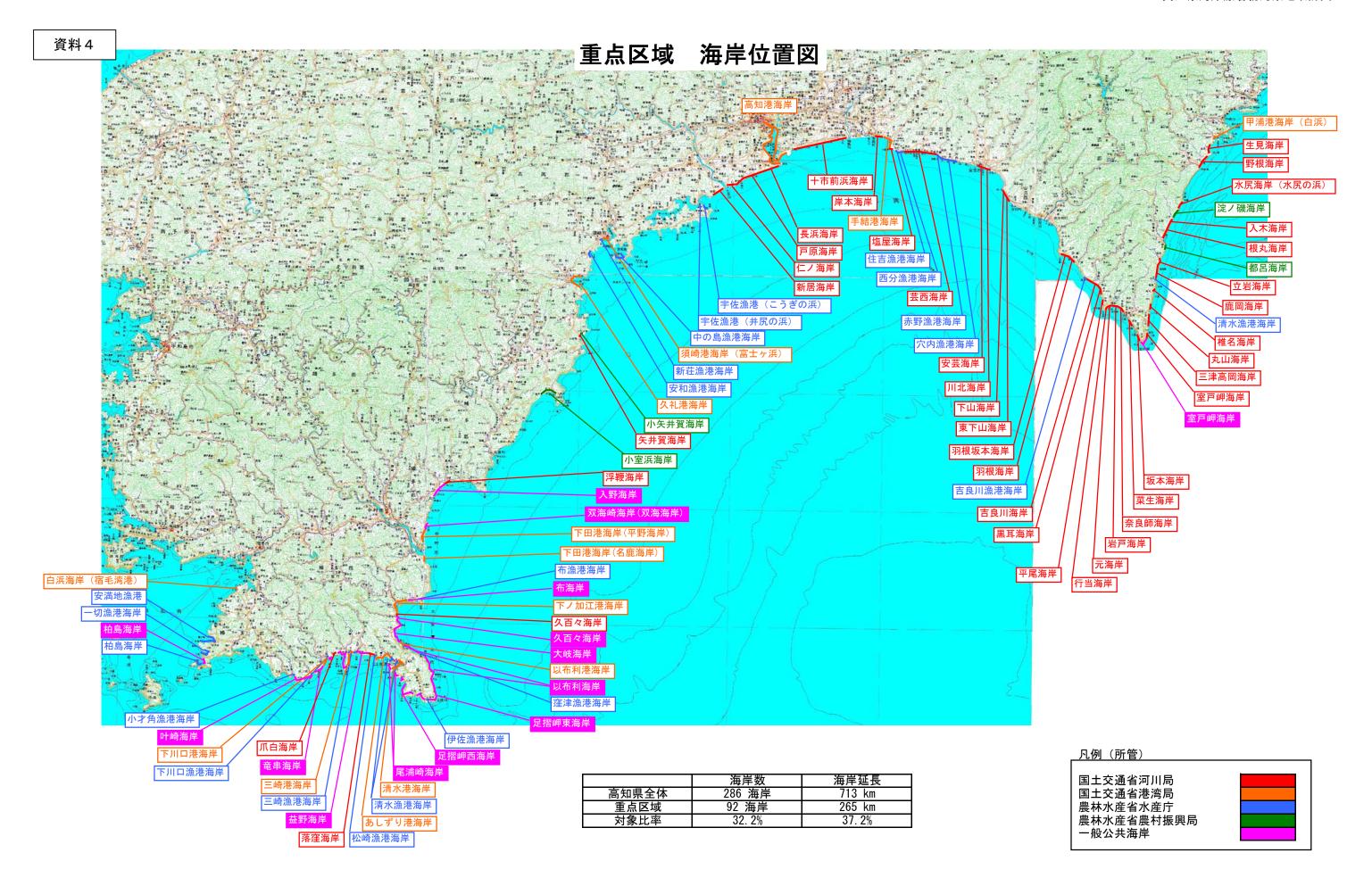
海岸漂着物対策推進会議の設置

- ① 政府は、海岸漂着物対策推進会議を設け、総合的、効果的な推進を図るための連絡調整を行う。
- ② 推進会議に専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。

法制の整備

政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため 必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。 ※本法については、施行から3年後に必要な見直しを行う。

〇地方公共団体の推進体制 総合的な海岸の環境の保全 〇海岸漂着物对策活動 ・発生原因の究明手法 〇環境教育·普及啓発 O技術開発·調査研究 (環境部局と海岸部局等) ・効率的な回収方法 2. 本基本方針の見直し 〇国による関係者の連携強化の施策(知識の普及、望ましい活動の推奨等) ・効率的な処理技術 O政府·地方公共団体 推進員等の活用 ・民間団体等との連携 ・生活衛生の向上 ・都道府県と市町村 そら書 〇政府の推進体制 その他 成果の普及 ・多様な生態系 〇活動の安全性への配慮 間の推進体制 ·都道府県内部 ・良好な景観 翻辦在無歸 ●国際的な協力の推進 の推進 推進体制 く多様な主体の連携の確保> ②自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保 ①国民や民間団体等の積極的な参画の促進 ③民間団体等との緊密な連携と活動の支援 施を強く要請。協議等が進められている関係国 ONOWPAP(北西太平洋地域海行動計画)を活 ○海外から大量に漂着した廃ポリタンク等につ いて、関係国に対して原因究明や対策の実 協議会を組織するに当たっては、 多様な主体の参加を図るとともに、 結束住民の意見を十分に反映する ことが重要。 協議会の運営 ○公正・適正な運営・公開 ○定期的開催 NPOかがシンティア団体等と協力 し、情報を共和しあって、緊倒な 達局体制を整くこかが重要。 〇政策対話等を通じた関係国への働きかけ (誕) く国際的な協力の推進> 海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項 〇財政上の配慮、技術的助言等 るための基本的な方針 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 用した関係国の理解の促進 **海岸漂着物等の日滑な処理と発生抑制** 上は、協力関係を一層強化 多様な主体の連携の確保 国際的な協力の推進 地名住民 地域の多様な主体の 参加の確保 新任用語 〇協議会の体制 ○循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づき、各種リサイクル法の適切な実施をはじめ、3Rを推進 日本の ○国 民:生活系ごみの減量化、分別収集への協力等 ○事業者:海岸漂着物等に款見される、事業活動に伴って ○廃棄物処理法等に基づく不法投棄の規制を着実に実施 ○生活系ごみ等、身近なごみ等の散乱防止に向けた国民 〇イベントや露店の営業等、一時的な事業活動への対策 3国民や事業者によるごみ等の適正な処理の推進 ・清掃活動によるごみ等の投棄がしにくい環境の創出 10年4日かり 対印は 共田等 ○国・地方公共団体は定期的に調査を実施 ○我が国から周辺国に漂着する物に関する実態把握 ○国民・事業者による物や土地の適正な維持・管理 ⑤にみ等の水域等への流出又は飛散の防止 ⑤海域における漂流物等の回収対策の推進 漂着物対策を総合的かつ効果的に推進す 協議会の組織 ○幅広い主体の参加 ○河川を経由する陸域起因のごみ対策の推進 国の地方大分郎原帯が消費をの部署をの部署をに当たって指力するとからに、権成員という協議をに非難をには難か ●円滑な処理と効果的な発生抑制 の意識啓発(環境教育の推進、普及啓発) の上流域の地方公共団体とも 協力・連携体制を築くことが有 く効果的な発生抑制> ①3Rの推進による循環型社会の形成 ・バトロール等の監視活動の実施 生じる廃棄物の適正な処分 ②発生状況や原因の実態把握 「海岸漂着物処理推進法」制定 4ごみ等の投棄の防止 ・警告看板の設置 役割分担・相互協力に関する事項 (平成21年7月) ◎海岸漂着物等の発生抑制のための ◎海岸漂着物等の処理等に関する事 ・地域住民等の参画と情報提供 (主体、施策内容、時期等) ◎普及啓発・環境教育に関する方策 項 (主体、処理方法、時期・頻度等) (主体、施策内容、時期等) ・地域計画の変更 方策に関する事項 地域計画の作成に関する基本的事項 近年、国内外から大量の漂着物が我が国の海岸に漂着 その他必要な事 携した海岸漂着物等の回収、回収された海岸漂着物等の処理施 〇回収後は廃棄物処理法に基づき適正に処分。原因者の特定が ○海岸管理者等:海岸の自然的社会的条件、海岸漂着物等の量 ○海岸漂着物対策の経緯等の地域の実情を踏まえ、海岸漂着物 ○市町村の協力義務:市町村は、必要に応じ、海岸管理者等と連 等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担 〇被害が著しい地域における処理の推進、災害等による大規模 可能な場合、関係法令に基づき原因者の責任において処理 海岸漂着物対策の基本的方向 質に即した海岸漂着物等の処理のため必要な措置の実施 ・災害等の緊急時における対応・他の計画等との整合等 <海岸漂着物等の円滑な処理> 「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁 〇離島地域等での廃棄物処理施設の整備の支援 ○海岸の景観・環境に 〇合理的·必要な範囲 の設定と広域的検討 ③地域外からの海岸漂着物に対する連携 点的に対策を講ずる 特に支障が生じ、重 ことが必要な地域を 重点区域の設定 ・モニタリングの実施 会議取りまとめ」(平成19年4月) ○離島等への配慮 漂着時の災害関連制度の活用の推進 ①海岸管理者等の処理の責任等 数への受入等による協力 2市町村の要請 4その他の専項 ○事前調査の実施 〇関係者の意見の な視点に基づく取 組の推進 派友婦罪無難規の ○都道府県間の情 推進協議会での 〇全国的·広域的 報交換



,, T	区域の名称	-r h-h-	Arte will de	所在地	海岸特性	漂着				主な漂着物の種類			海岸愛護	I	**** • EV
No	(海岸名)	所 管	管理者	(市町村)	の分類		自然系	生活系	動物系	漁業系 漂着物が多い時期	備考	定期清掃実施の有無	団体	進入路の有無	漂着時の周辺への影響
1	甲浦港海岸(白浜)	国土交通省港湾局	高知県	東洋町	A, C	\triangle				6月~9月		有(管理委託)	0	有 4m	
2	生見海岸	国土交通省河川局	高知県	東洋町	С	\triangle				6月~9月		有	0	有 2m	
3	野根海岸	国土交通省河川局	高知県	東洋町	A, C	0	レ			6月~9月	A=10,000m ² , V=1,000m ³	無(不定期に地元住民)	0	有 4m	
4	水尻海岸(水尻の浜)	国土交通省河川局	高知県	東洋町	С	×				6月~9月	現地には自然系ゴミあり	無	0	有 2m	
5	淀ノ磯海岸	農林水産省農村振興局	高知県	室戸市	A, C	×				6月~9月	現地には自然系ゴミあり	無	0	有 2m	
6	入木海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	A, C	×				6月~9月	現地には自然系ゴミあり	無	0	有 2m	
7	根丸海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	A, C	×				6月~9月	現地には自然系ゴミあり	無	0	有 3m	
8	都呂海岸	農林水産省農村振興局	高知県	室戸市		×				6月~9月	現地には自然系ゴミあり	無	0	無 -	
9	立岩海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	A, C	0			レ	6月~9月	動物系:マッコウクジラ 現地には自然系ゴミあり	無	0	無 -	
10	鹿岡海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	С	×				6月~9月	現地には自然系ゴミあり	無	0	無 -	
11	清水漁港海岸	農林水産省水産庁	室戸市	室戸市	D	\triangle				台風時	3-2	有	0	無 -	
12	椎名海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	A, C	\triangle				6月~9月		有	0	無 -	
13	丸山海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	С	×				6月~9月	現地には自然系、生活系ゴミあり	無	0	無 -	
14	三津高岡海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	С	×				6月~9月	現地には自然系ゴミあり	無	0	有 3m	
15	室戸岬海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	С	×				6月~9月	現地には自然系ゴミあり	無	0	無 -	
16	室戸岬海岸	一般公共海岸	高知県	室戸市	С	0	レ	レ		6月~9月	$A=30,000m^2$, $V=200m^3$	有	0	無 -	
17	坂本海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	С	×				6月~9月	現地には自然系ゴミあり	無	0	無 -	
18	菜生海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市		×				6月~9月	現地には自然系、生活系ゴミあり	無	0	無 -	
19	奈良師海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	A, C	0	レ	レ		6月~9月	$A=30,000m^2$, $V=4,000m^3$	有	0	有 4m	
20	岩戸海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	A, C	0	レ			6月~9月	$A=30,000m^2$, $V=3,000m^3$	有	0	有 2.5m	
21	元海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	A, C	0	レ			6月~9月	$A=30,000m^2$, $V=1,000m^3$	有	0	有 2.5m	
22	行当海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	A, C	×				6月~9月		無	0	有 3m	
23	平尾海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	C	×				6月~9月		無	0	無 -	
24	黒耳海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	C	X	_			6月~9月	2 2	無	0	有 4m	
25	吉良川海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	A, C	0	レ			6月~9月	A=30, 000m ² , V=5, 000m ³	有	0	有 4m	
26	吉良川漁港海岸	農林水産省水産庁	室戸市	室戸市	C	Δ	,			台風時	2 3	有 女	0	無 -	
27	羽根海岸	国土交通省河川局	高知県	室戸市	A, C	0	レ			6月~9月	A=4,000m ² , V=500m ³	<u>有</u> 左	0	有 4m	
28	羽根坂本海岸 東下山海岸	国土交通省河川局 国土交通省河川局	高知県 高知県	室戸市 安芸市	А, С	O X	レ			6月~9月	A=3, 000m ² V=300m ³	年	0	有 6m 無 -	
30			高知県	安芸市	C	×						 		無 -	
31	川北海岸	国土交通省河川局	高知県	安芸市	Λ	$\hat{}$	レ			大雨時	A=10, 020 ² V=702 ³	左		無 有 10m	 漁業活動に影響
32	安芸海岸	国土交通省河川局	高知県	安芸市	Δ		レ			大雨時	A=10, 920m ² , V=783m ³ A=6, 474m ² , V=818m ³	右	\cap	有 9m	漁業活動に影響
33	穴内漁港海岸	農林水産省水産庁	安芸市	安芸市	A, D		レ			大雨時	A=1,000m ² , V=200m ³	右		有 3m	漁業活動に影響
34	赤野漁港海岸	農林水産省水産庁	安芸市	安芸市	A, D	0	レ			大雨時	A=1, 600m ² , V=320m ³	有			漁業活動に影響
				安芸市								1,			
35	芸西海岸	国土交通省河川局	高知県	芸西村	A	0	レ			大雨時	$A=23, 382 \text{m}^2, V=1, 138 \text{m}^3$	有		有 10m	漁業活動に影響
36	西分漁港海岸	農林水産省水産庁	芸西村	芸西村	C, D	0	レ		レ	台風、大雨時	自然系:A=1,800m ²	有		無 –	漁業活動に影響
				·	,	_	·			·	動物系:野鳥 数十羽				が来山野でが青
37	住吉漁港海岸	農林水産省水産庁	香南市	香南市	C, D	0	レ			台風時期	A=5, 000m ² , V=1, 000m ³	有		有 3m	
38	塩屋海岸	国土交通省河川局	高知県	香南市	С	0	レ			大雨時		無(必要時)		無 –	景観を害する
39	手結港海岸	国土交通省港湾局	高知県	香南市	A, C	0	レ			大雨時		有		有 3m	漁船の航行に支障 海水浴客に支障
40	岸本海岸	国土交通省河川局	高知県	香南市	A, C	0	レ			大雨時	V=400m ³	有		有 4m	漁業活動に影響
40)十/ 十 /四/十	四工又地有19/11/10	同小术	日田山	л, С					八州町		^(H)		/H 4111	景観を害する
41	十市前浜海岸	国土交通省河川局	高知県	香南・南国市	A	0	ν		レ	大雨時	自然系: V=1,500m ³ 動物系:ウミガメ 1頭/年程度	有	0	有 4m	漁業活動に影響 景観を害する
41	丁 川 則 供 伊 戸	国工父理有仍川向		高知市	Δ	×					製物系:グミカブ 1頭/平住及		O	19 4m	京観で音りる
-					Λ	_				桂浜付近は年中	自然系:A=15,000m ² 、16 t	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
42	高知港海岸	国土交通省港湾局	高知県	高知市	А, В, С	0	レ	レ	レ	その他の地区は6~9月	国	有	0	有 4m	海水浴客に支障
43	長浜海岸	国土交通省河川局	高知県	高知市	A	0	レ			台風時期	120t	有		有 6m	漁業活動に支障
44	戸原海岸	国土交通省河川局	高知県	高知市	A	0	レ			台風時期	43t(戸原・仁ノ海岸)	有		有 6m	漁業活動に支障
45	仁ノ海岸	国土交通省河川局	高知県	高知市	A	0	レ			台風時期	43t(戸原・仁ノ海岸)	有		有 6m	漁業活動に支障
46	新居海岸	国土交通省河川局	高知県	土佐市	А, В	0	レ	レ		台風時期	自然系:V=800m3 生活系:14t	有		有 3m	
											(但し、仁ノ海岸分も含む)				
47	宇佐漁港(こうぎの浜)	農林水産省水産庁	高知県	土佐市	A, C, D	\triangle				台風時期		有		無 -	

【海岸特性の分類】A:大規模河川型(近隣に1級・2級河川を有している海岸)、B:都市河川型(河川を通じて生活系ゴミが漂着する海岸)、C:観光型(自然公園内に位置している海岸)、D:水産漁業型(漁港区域内に位置する海岸、漁業系ゴミが漂着する海岸) 【漂着物の状況】〇:大規模な漂着物の漂着あり、Δ:多少の漂着物はあるが定期清掃等で対応可能、×:漂着物の漂着なし(定期清掃も行われていない)

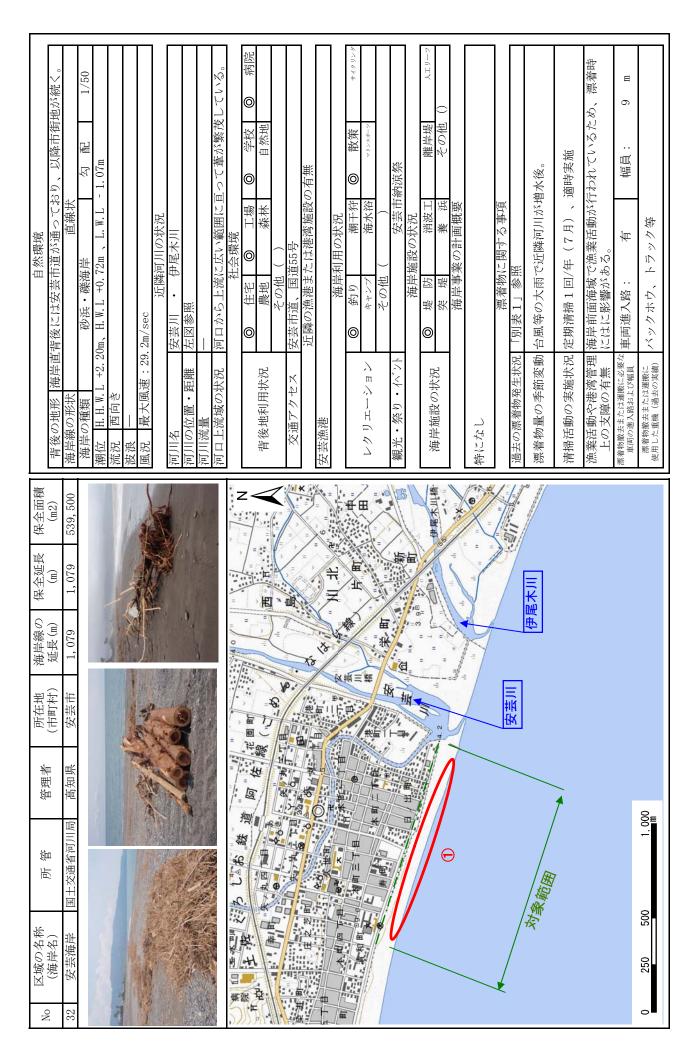
	区域の名称		\$*\$* ** □□ -! *	所在地	海岸特性	漂着					 主な漂着物の種類			海岸愛護	I	五大叶。[2] 。 [1] [4]
No	(海岸名)	所 管	管理者	(市町村)	の分類		自然系	生活系	動物系	漁業系	漂着物が多い時期	備考	定期清掃実施の有無	団体	進人路の有無	漂着時の周辺への影響
48	宇佐漁港(井尻の浜)	農林水産省水産庁	高知県	土佐市	A, C, D	Δ			220 1.021	7	台風時期	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	有		無 –	
49	中ノ島漁港海岸	農林水産省水産庁	須崎市	須崎市	D	0	レ		V	レ	台風時期 北西の季節風が卓越する時期	自然系:A=2,500m ² 、5.2 t 動物系:くじら	有		,,,,	漁業活動に支障
50	須崎港海岸(富士ヶ浜)	国土交通省港湾局	高知県	須崎市	A, C	0	レ				台風時期	漁業系: A=2,500m ² 、5.3 t 自然系: V=800m ³			有 4m	
51	新荘漁港海岸	農林水産省水産庁	須崎市	須崎市	A, C, D	0	レ				台風時期	自然系:A=4,000m ² 、V=100m ³	有		有 3m	漁業活動に支障
52	安和漁港海岸	農林水産省水産庁	須崎市	須崎市	A, D	Δ	·				台風時期	I MAN . II I, OUOM (T TOOM	有		=====================================	漁業活動に支障
53	久礼港海岸	国土交通省港湾局	高知県	中土佐町	Α Α	\bigcap	レ				台風時期	自然系:V=100m ³	有	0	=====================================	漁業活動に支障
54	小矢井賀海岸	農林水産省農村振興局	高知県	中土佐町	A	Δ	•					1 3K/N . 1 100m	右	0	有 3m	M/K103/10/C/14
55	矢井賀海岸	国土交通省河川局	高知県	中土佐町	A	×							#		=====================================	
56	小室浜海岸	農林水産省農村振興局	高知県	四万十町	A, C	\cap	レ				台風時期	自然系:V=17m ³	有	\cap	有 3m	漁業活動に支障
57	浮鞭海岸	国土交通省河川局	高知県	黒潮町	A, C	0	レ				大雨時	自然系: 50t	有		有 5m	IMARIE 3971 - JOIN
58	入野海岸	一般公共海岸	高知県	黒潮町	A, C	0	レ				台風時	漂着物の規模は不明	有		有 3m	漁業活動に影響
59	双海崎海岸(双海海岸)	一般公共海岸	高知県	四万十市	A, C	Δ					台風時期	自然系:年間 約3.0t程度	有		無 -	IMACIO SATONO E
60	下田港海岸(平野海岸)	国土交通省港湾局	高知県	四万十市	А, С	Δ					台風時期	生活系:年間 約1.5t程度 自然系:年間 約3.0t程度 生活系:年間 約2.0t程度	有		有 4m	
61	下田港海岸(名鹿海岸)	国土交通省港湾局	高知県	四万十市	A	Δ					台風時期	自然系:年間 約1.5t程度 生活系:年間 約0.6t程度	有		有 4m	
62	布漁港海岸		土佐清水市	土佐清水市	Δ	Δ				-	台風時期	工作术,平间 邓卯.01任及	 有		⊞: −	
63	布海岸	一般公共海岸	高知県	土佐清水市	Δ	×					台風時期	現地には自然系ゴミあり	年		無 -	
64	下ノ加江港海岸	国土交通省港湾局	高知県	土佐清水市	A, B		レ	レ			台風時期	全体で約22 t (他海岸も含む)	右		有 3m	
65	久百々海岸	国土交通省河川局	高知県	土佐清水市	Λ, D	×					台風時期	現地には自然系ゴミあり	# :		無 -	
66	久百々海岸	一般公共海岸	高知県	土佐清水市	Δ		レ	レ			台風時期	全体で約22 t (他海岸も含む)	無		有 3m	
67	大岐海岸	一般公共海岸	高知県	土佐清水市	A. C	0			レ		台風時期	H21年にクジラが漂着	右		有 2.5m	
68	以布利港海岸	国土交通省港湾局	高知県	土佐清水市	A, C		レ				台風時期	現地には自然系ゴミあり 現地には自然系、生活系ゴミあり	無		無 -	
					A, C			1.	7 .			全体で約22 t (他海岸も含む)	無無		無 -	
69	以布利海岸	一般公共海岸	高知県	土佐清水市		0	レ	レ	レ		台風時期	H21、22年にクジラが漂着	無		,	
70	窪津漁港海岸 足摺岬東海岸	農林水産省水産庁 一般公共海岸	高知県 高知県	土佐清水市 土佐清水市	C C	$\stackrel{\triangle}{\times}$					台風時期 台風時期	現地には自然系ゴミあり	<u>有</u>		有 3m 無 -	
72	伊佐漁港海岸	農林水産省水産庁	高知県	土佐清水市	C	\triangle					台風時期	死地には自然ポコミ <i>め</i> り	台風時期に随時		無 -	
73	足摺岬西海岸	一般公共海岸	高知県	土佐清水市	C	×					台風時期	現地には自然系ゴミあり	毎 年		無 -	
74	尾浦崎海岸	一般公共海岸	高知県	土佐清水市	C	×					台風時期	現地には自然系ニスのり	***		無 -	
75	清水港海岸	国土交通省港湾局	高知県	土佐清水市	A, C, D	X					台風時期	現地には自然系ゴミあり	<u>無</u>		無 -	
76	清水漁港海岸	農林水産省水産庁	高知県	土佐清水市			レ				台風時期	現地には自然系ゴミあり	<u>無</u>		無 -	
77	あしずり港海岸	国土交通省港湾局	高知県	土佐清水市		×					台風時期	現地には自然系、生活系ゴミあり	<u>無</u>		無 -	
78	松崎漁港海岸	農林水産省水産庁	土佐清水市	土佐清水市	С, D	\triangle					台風時期		右		有 3m	
79	落窪海岸	国土交通省河川局	高知県	土佐清水市	С	Δ					台風時期		<u>ロ</u> 区長が日々清掃		無 -	
80	益野海岸	一般公共海岸	高知県	土佐清水市	A, C	Δ					台風時期	現地には自然系、生活系ゴミあり	有(見残し海岸)		無 -	
81	三崎漁港海岸	農林水産省水産庁	高知県	土佐清水市	A, C, D	\triangle					台風時期	現地には自然系ゴミあり	有(清掃委託)		有 3m	
82	三崎港海岸	国土交通省港湾局	高知県	土佐清水市	A, C, D	0	レ			1	台風時期		有(清掃委託)	<u> </u>	有 4m	
83	竜串海岸	一般公共海岸	高知県	土佐清水市	A, C	×					台風時期	現地には自然系ゴミあり	無		無 -	
84	爪白海岸	国土交通省河川局	高知県	土佐清水市	C	Δ				1	台風時期		有	<u> </u>	有 2m	
85	下川口漁港海岸	農林水産省水産庁	高知県	土佐清水市	A, C, D	\triangle				1	台風時期	現地には自然系ゴミあり	有	İ	無 -	
86	下川口港海岸	国土交通省港湾局	高知県	土佐清水市	A, C, D	0	レ				台風時期		無		無 -	
87	叶崎海岸	一般公共海岸	高知県	土佐清水市	C	X					台風時期	現地には自然系ゴミあり	無	1	無 -	
88	小才角漁港海岸	農林水産省水産庁	大月町	大月町	A, B, C, D	0	V	V		V	台風時期	自然系:A=1,200m ² 、V=500m ³ 漁業系:A=1,200m ² 、V=100m ³ 生活系:A=1,200m ² 、V=50m ³	有		有 3m	漁業活動に支障 航路に影響
89	柏島海岸	農林水産省水産庁および一般	高知県	大月町	C, D	0	レ				_	生活系:A=1,200m ⁻ 、V=50m ⁻ 流木5本	 有(竜ケ浜)		無 -	 漁業活動に支障
90	一切漁港海岸	農林水産省水産庁	大月町	大月町	С, D	0	V	V		V	冬季(11月~3月)	自然系:A=500m ² 、V=200m ³ 漁業系:A=500m ² 、V=100m ³	有			漁業活動に支障
91	安満地漁港	農林水産省水産庁	大月町	大月町	D	0	レ			レ	冬季(11月~3月)	生活系: A=500m ² 、V=50m ³ 自然系: A=1,200m ² 、V=500m ³ 漁業系: A=1,200m ² 、V=100m ³	有		無 -	漁業活動に支障
92	白浜海岸(宿毛湾港)	国土交通省港湾局	高知県	大月町	D	\triangle					冬季(11月~3月)	自然系、生活系、漁業系	 有	 	無 -	観光・環境に影響
			E4707218	2 4/4 : 4	<u>~</u>	<u> </u>			1			THE PROPERTY OF THE PARTY OF TH	II ' ' -	1		-,-,-, = -n, -n, = n

【海岸特性の分類】A:大規模河川型(近隣に1級・2級河川を有している海岸)、B:都市河川型(河川を通じて生活系ゴミが漂着する海岸)、C:観光型(自然公園内に位置している海岸)、D:水産漁業型(漁港区域内に位置する海岸、漁業系ゴミが漂着する海岸) 【漂着物の状況】〇:大規模な漂着物の漂着あり、Δ:多少の漂着物はあるが定期清掃等で対応可能、×:漂着物の漂着なし(定期清掃も行われていない) 資料5

海岸漂着物調査シート (代表海岸)

A:大規模河川型

【安芸海岸】

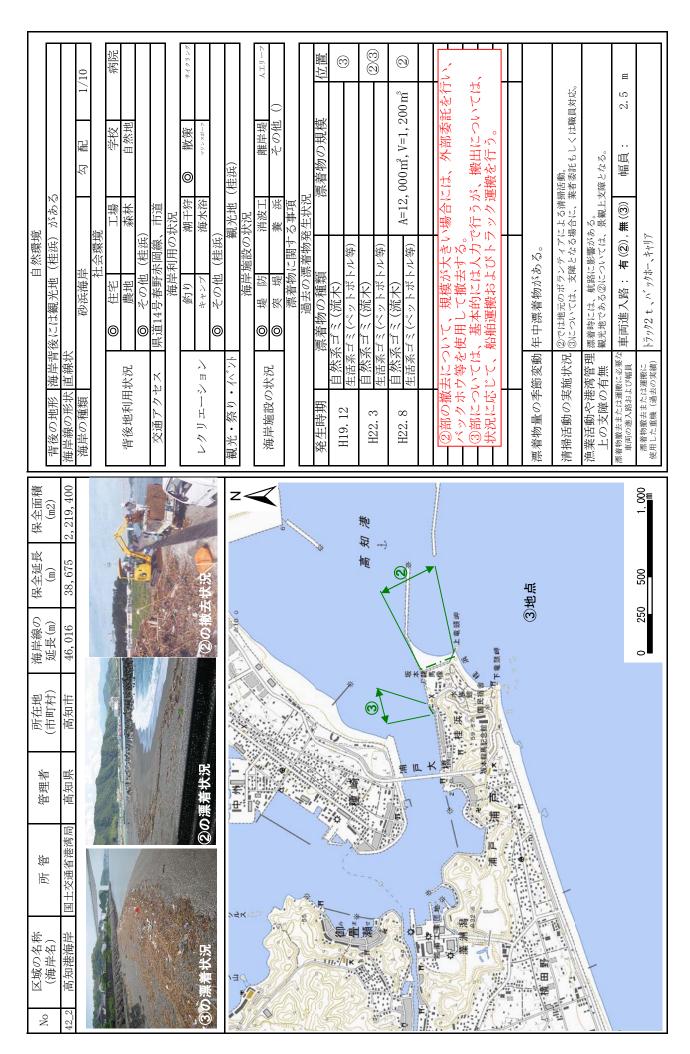


別表1. 過去の漂着物発生状況

発生時期	漂着物の種類			漂着物	かの規模			分布位置
Н19. 7. 9	自然系ゴミ(流木)	A=	736	m²	V=	93	m³	1)
H22.5∼9	自然系ゴミ(流木)	A=	6, 474	m²	V=	818	m³	①
	○漂着物の種類・規模 上記の漂着物の規模は外部に委託し撤え 主な漂着物は自然系ゴミ(流木、葦)で ○漂着物の発生源 自然系ゴミは安芸川、伊尾木川から流と	である	0) 0			
<u>. </u>								
<u> </u>								

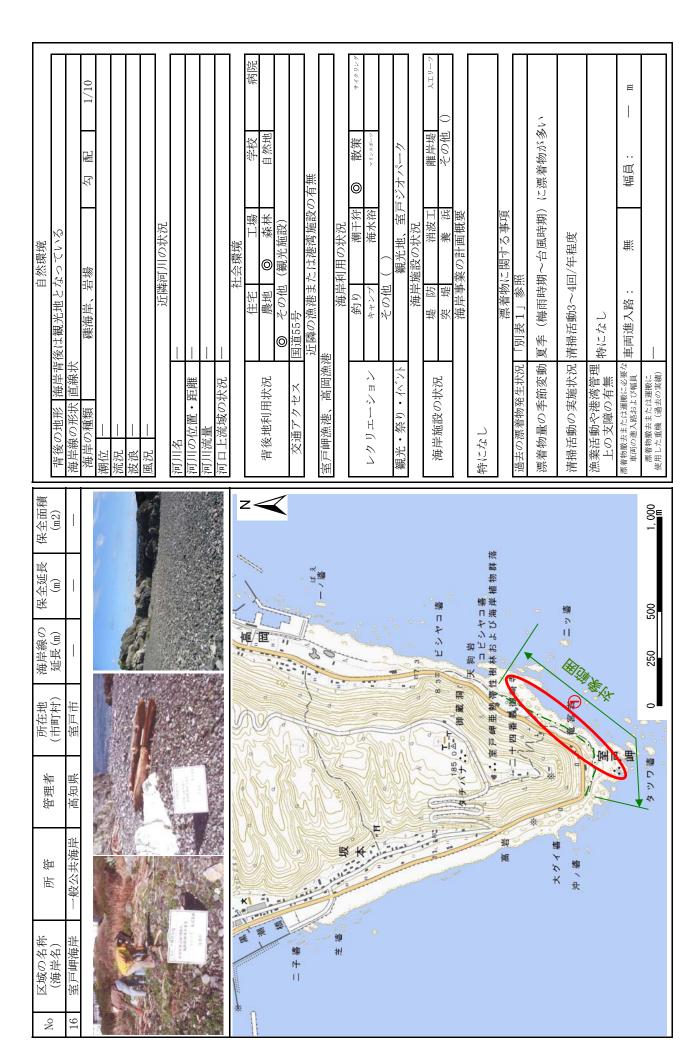
B:都市河川型

【高知港海岸】



C:観光型

【室戸岬海岸 (一般公共海岸)】

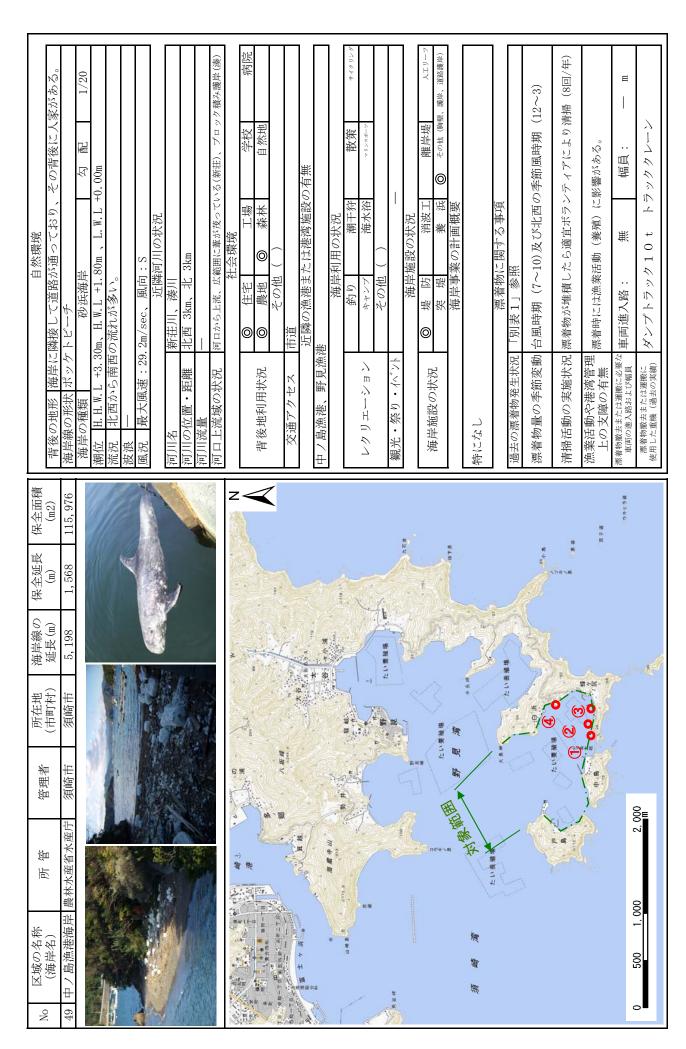


別表1. 過去の漂着物発生状況

発生時期	漂着物の種類	漂着物の規模	分布位置
H21.12	自然系ごみ(流木)	$A = 30,000 \text{ m}^2 \text{ V} = 200 \text{ m}^3$	1
H21.12	生活系ごみ(缶・ビン、発泡スチロール)	A= 30,000 m ² V= m ³	1)
	○漂着物の種類・規模 主な漂着物は自然系ゴミである 生活系ゴミ(ビン、カン)、漁業系(○漂着物の撤去状況 清掃は市または県主催で実施している 自然系ゴミについては、集積し、外部I (当地は観光地であるため、現地焼却に 生活系ゴミ等については、ゴミ袋に収算	(約20~30人程度で実施) に持ち出して焼却処分 よしていない)	

D:水產漁業型

【中ノ島漁港海岸】

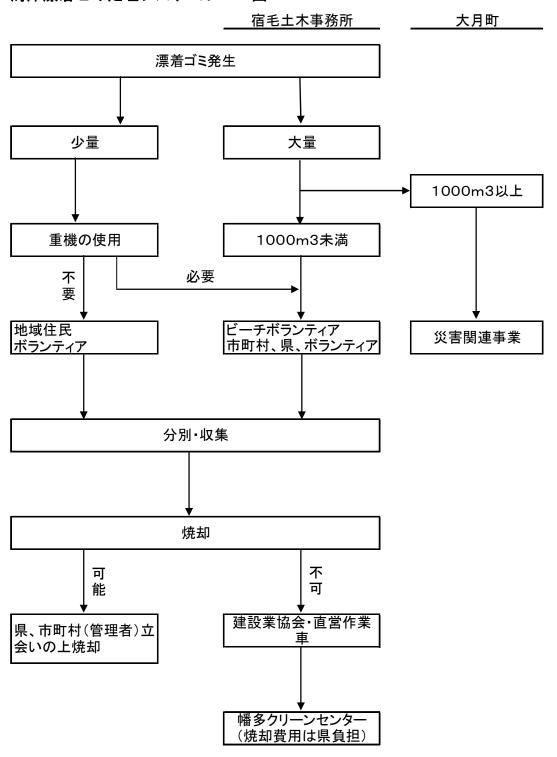


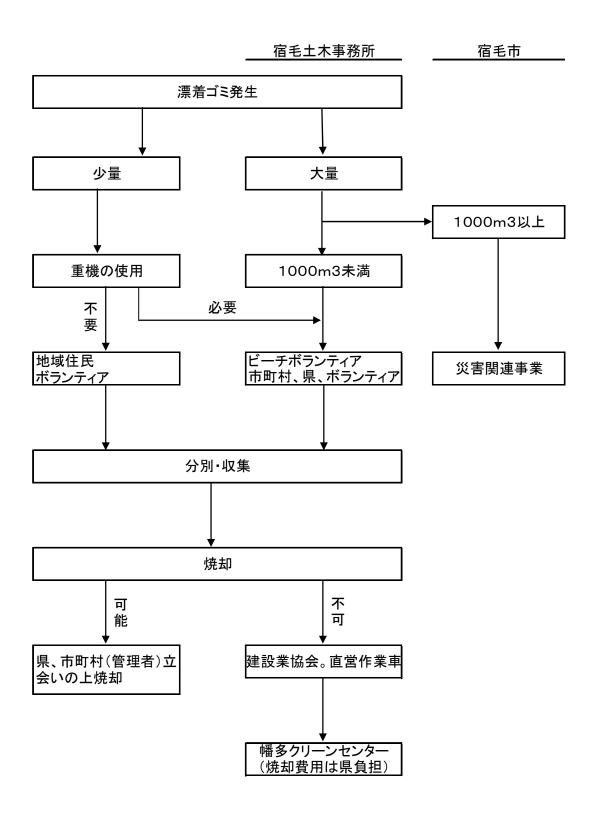
別表1. 過去の漂着物発生状況

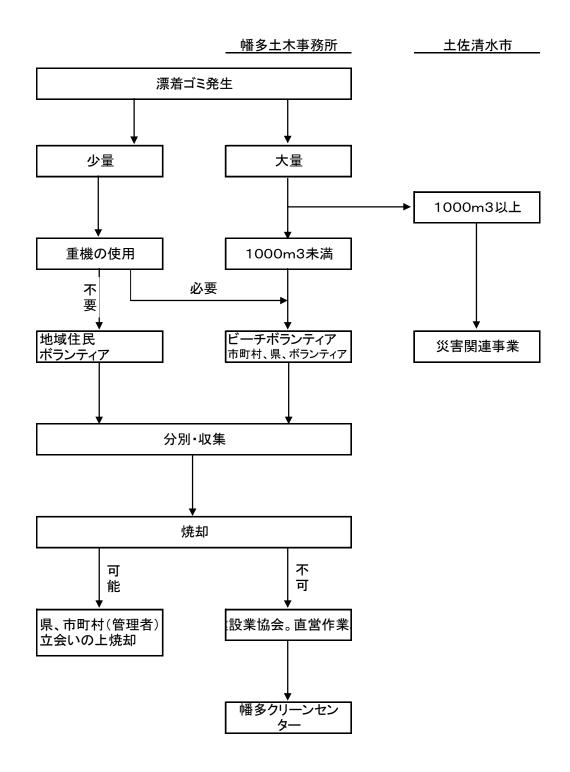
分布位置	漂着物の規模	漂着物の種類	発生時期
①~④	A=2,500m2 5.33t	漁業系ゴミ (発砲スチロール)	H21.8.1
①~④	A=2,500m2 5.18t	自然系ゴミ(流木)	H21.8.1
3	N=1頭	動物系ゴミ(クジラ)	H21.8.3
	がる。 音する。	○漂着物の種類・規模 上記の漂着物の規模は外部に委託し撤 主な漂着物は自然系ゴミ(流木、葦) 生活系ゴミ(ペットボトル等)も多少 野見湾内の養殖用のロープ等も多少漂 H21年にはくじら1頭が漂着した。	
		□ ○漂着物の発生源 ー 自然系ゴミは新荘川から流出し、当地 漁業系ゴミの養殖用のロープ等は野見	
		○漂着物の撤去状況 定期清掃での漂着物の撤去は、人力で 外部委託分については、進入路が無い クレーンを使用し、市道に搬出している	

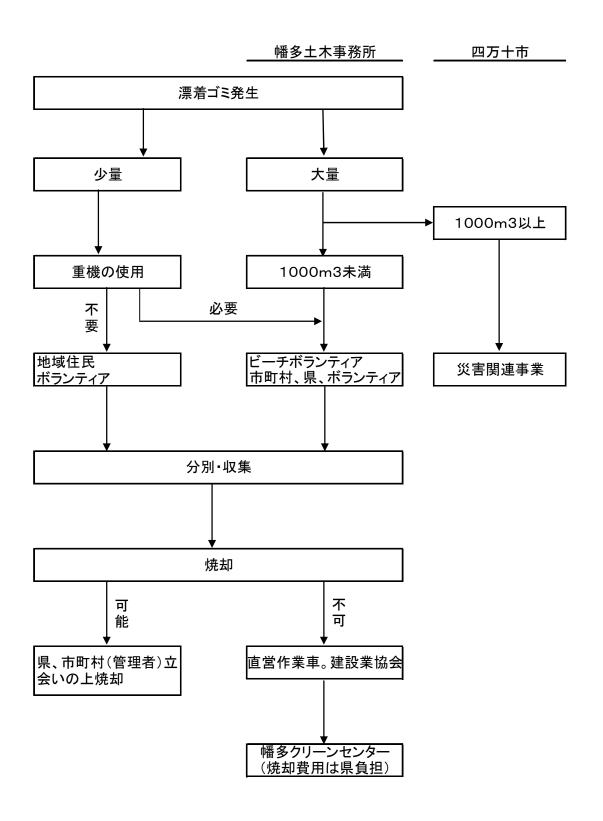
資料6

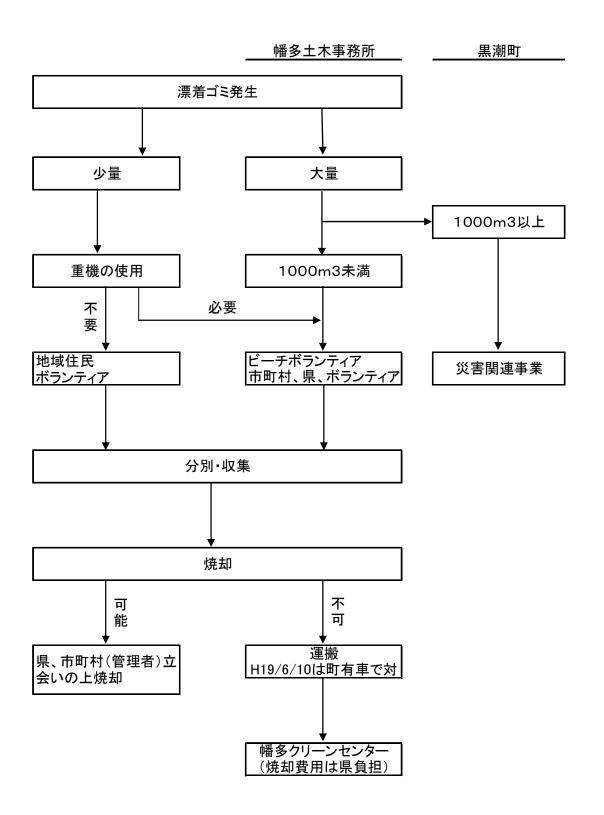
海岸漂着ごみ処理システムフロ一図

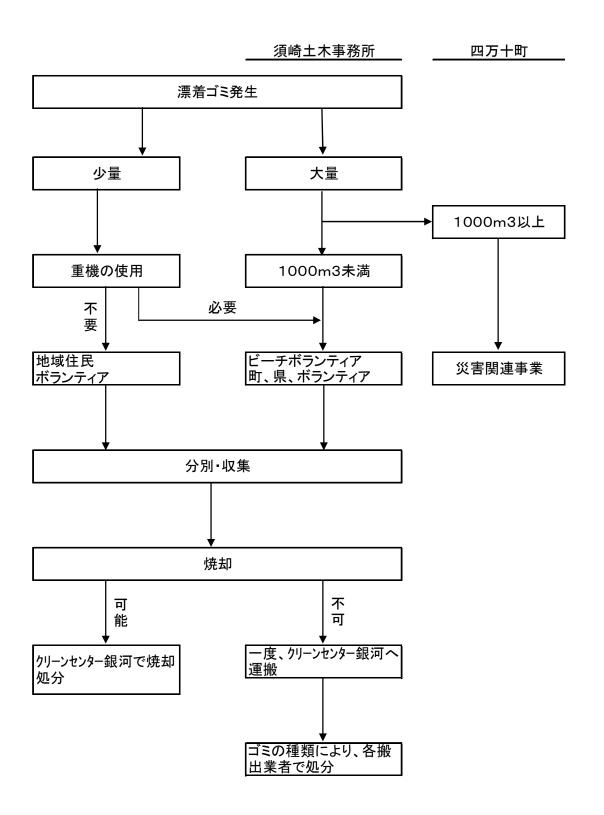


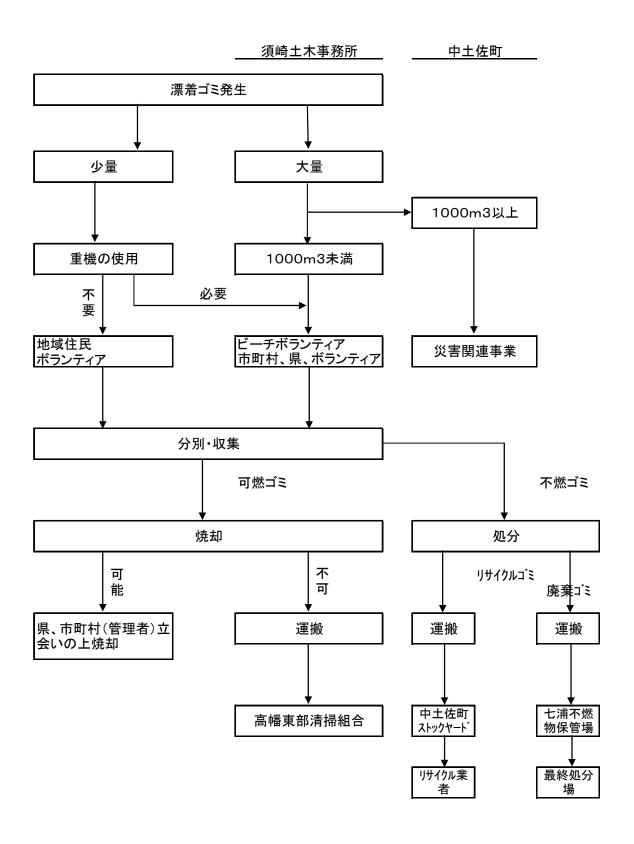


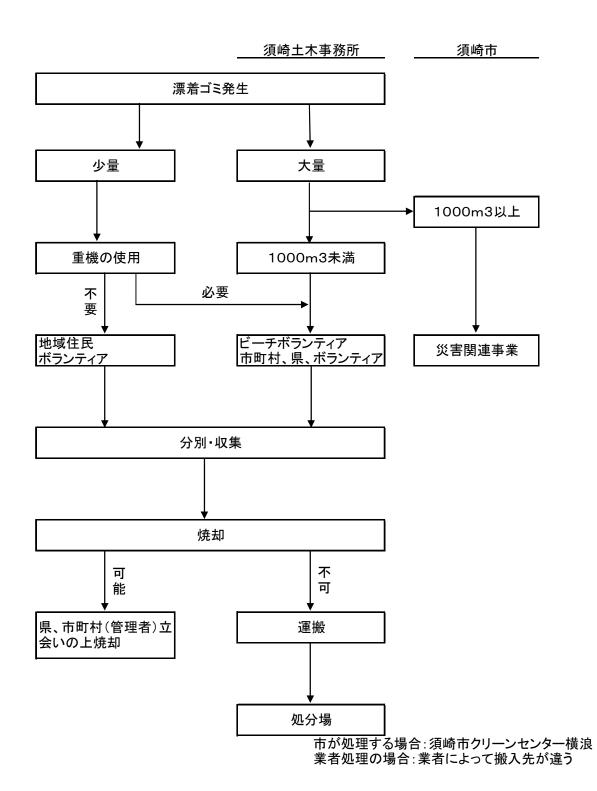


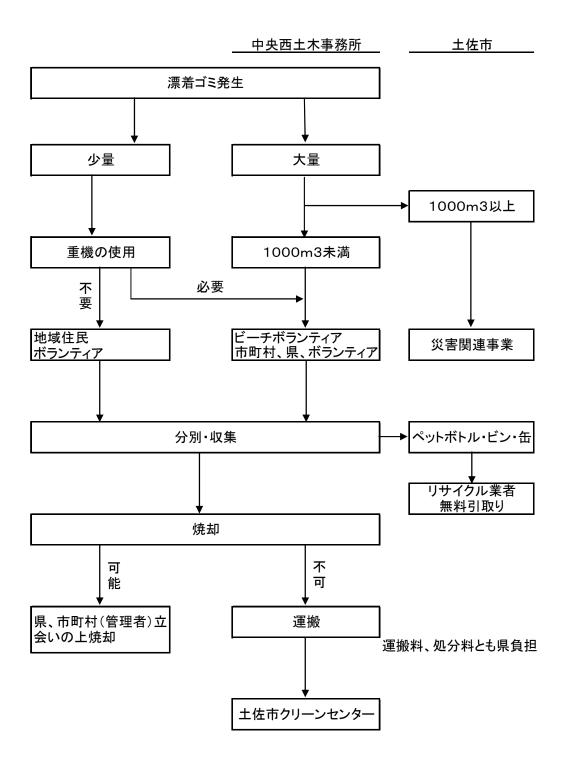


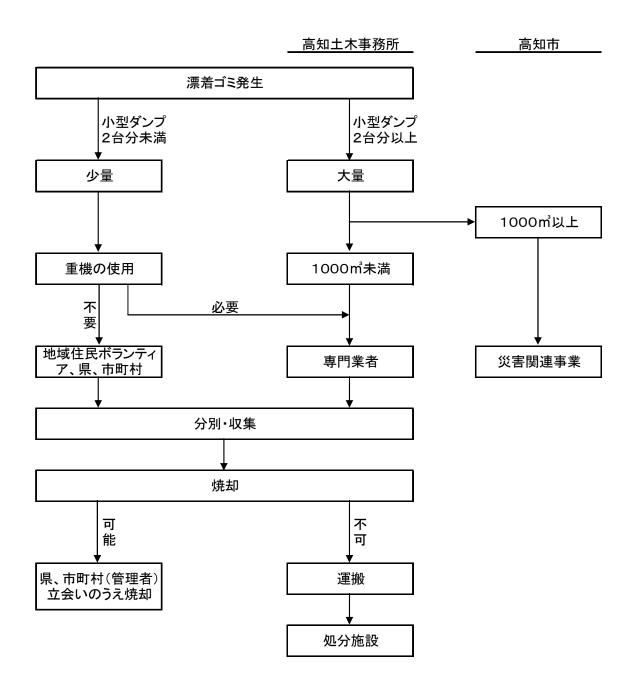


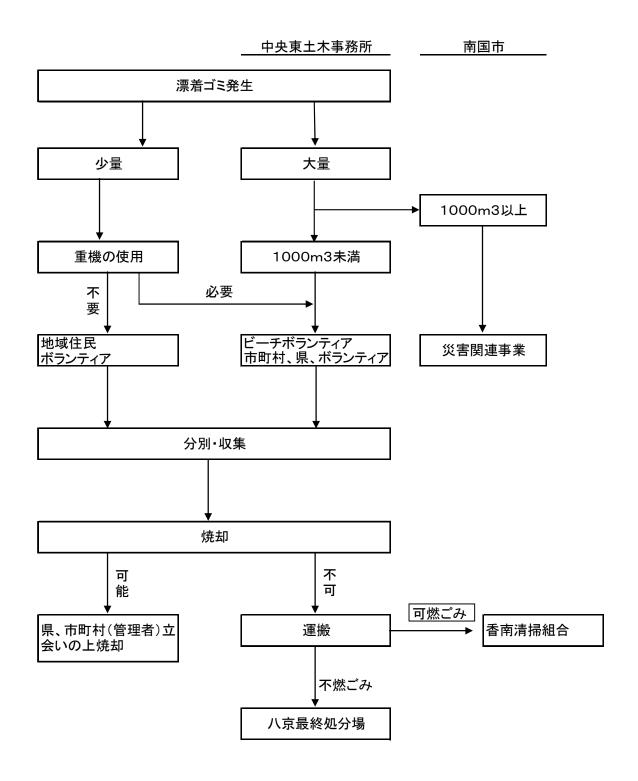


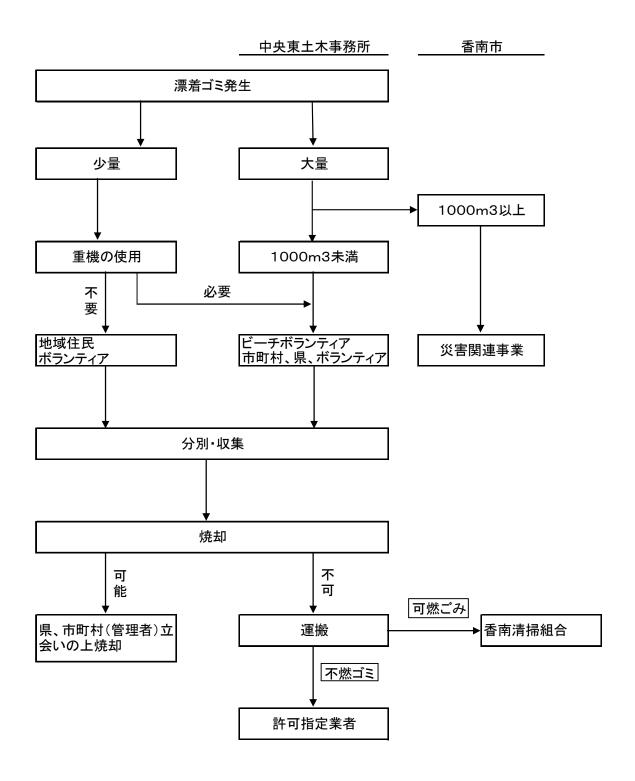


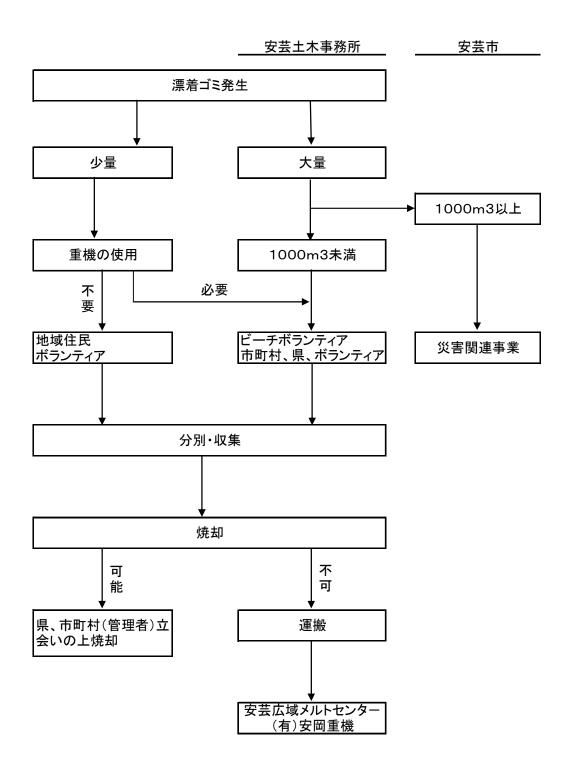


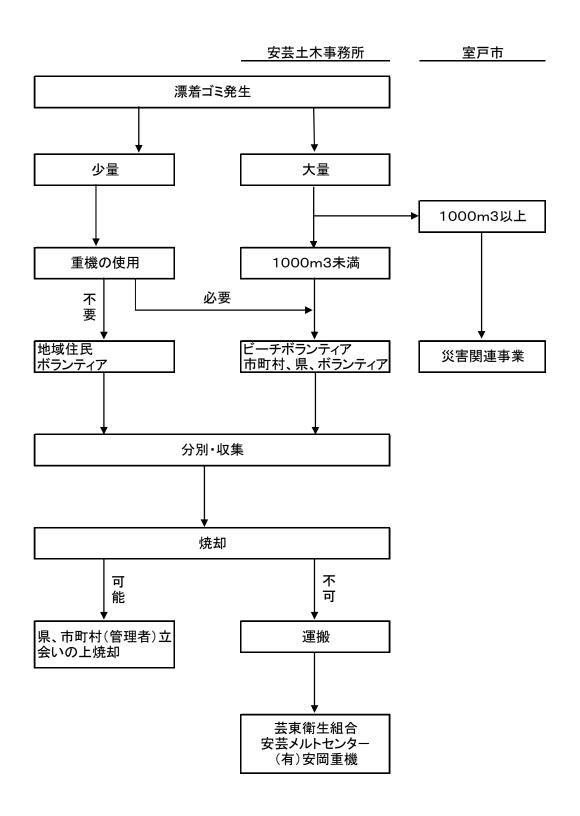


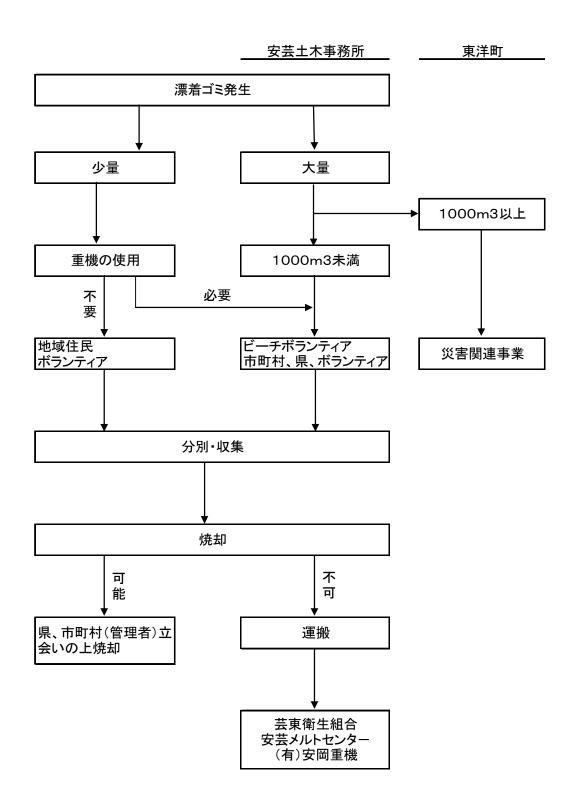












高知県海岸愛護団体支援事業実施要領

(平成20年10月20日一部改正)

(趣旨)

第1条 高知県海岸愛護団体事業実施要綱(以下「要綱」という。)の取扱いについては、別に定めるものを除きこの要領に定めるところによる。

(認定団体の届出)

- 第2条 要綱第3条の規定による届出は、次に掲げる書類を、活動区域が存する市町村長 に提出して行うものとする。
- (1) 団体届出書(別記様式第1号)
- (2) 構成員名簿(別記様式第2号)
- (3) 活動計画書(別記様式第3号)
- (4) 活動区域を示した図面(住宅地図の写しでも可)
- (5) 活動区域の現況写真(カラー写真使用のこと)
- 2 市町村長は、前項の届出の提出を受けたときは、内容を確認のうえ、土木事務所長(以下「所長」という。) に送付するものとする。
- 3 所長は、要綱第3条の規定による認定をしたときは、その旨を市町村長に通知するものとする。

(認定内容の変更)

- 第3条 海岸美化活動傷害保険への加入のため、認定団体の代表者は、その構成員に変更 があった場合には、変更後の構成員名簿(別記様式第2号)を、速やかに、市町村長を 経由して、所長まで届け出るものとする。
- 2 前項以外の届出内容の変更(代表者変更、団体名変更等)があった場合も同様に、認定団体の代表者はその旨を、市町村長を経由して、所長まで届け出なければならない。

(認定団体の解散)

第4条 認定団体の代表者は、団体を解散しようとするときは、解散届出書(別記様式第6号)により、市町村長を経由して、所長に届け出るものとする。

(活動計画書及び活動実施報告書の提出)

- 第5条 要綱第7条及び第8条の規定による活動計画書及び活動実施報告書の提出はそれ ぞれ活動計画書(別記様式第3号)及び活動実績報告書(別記様式第4号)にて行うも のとする。
- 2 市町村長は、認定団体の活動計画書を取りまとめ、毎年4月10日までに所長に送付するものとする。

3 市町村長は、認定団体からその年度の活動実施報告書が提出されたときは、速やかに、 所長に送付するものとする。

(海岸美化活動傷害保険の対象となる事故)

第6条 認定団体の管理下における、あらかじめ活動計画書により届出のあった海岸美化 活動中の事故に限り、保険金の支払い対象とする。

(海岸美化活動傷害保険の内容)

- 第7条 海岸美化活動傷害保険の契約保険会社、種類及び内容等は以下のとおりとする。
- (1) 契約保険会社

知事は、海岸美化活動傷害保険の契約保険会社が決定したときは、速やかに、土木 事務所を経由して、市町村長に通知するものとする。

(2) 保険の種類

普通傷害保険、賠償責任保険

(3) 保険期間

毎年5月1日から翌年4月30日まで

(4) 保険金の額

保障内容	保険金の種類	保 険 金		
ケガの 補償	死亡・後遺障害保険金	10,000,000円限度		
	入院保険金	入院日数1日につき5,000円限度		
	通院保険金	1日につき3,000円限度		
賠償事故	賠償責任保険金	1被保険者につき		
の補償		対人賠償 100,000,000円限度		
		対物補償 10,000,000円限度		

なお、保険金の額は契約保険会社によって変動することがあるため、知事は、本条 第1項第1号の通知と併せて、その年の保険内容を、土木事務所を経由して市町村長 に通知するものとする。

(事故発生報告)

- 第8条 認定団体の代表者は、事前に活動計画書を提出した美化活動中に事故が発生した ときは 直ちに市町村長及び契約保険会社に連絡するとともに、事故の日から30日以内 に事故発生報告書(別記様式第5号)を保険会社に送付しなければならない。
- 2 認定団体の代表者は、前項により事故発生報告書を保険会社に送付したときは、その写しを、市町村長を経由して、所長に送付しなければならない。

(保険金の請求及び支払)

- 第9条 認定団体の代表者は、被害を被った者から次の書類を提出させ、保険会社へ送付するものとする。
- (1) 保険金請求書
- (2) 診断書
- (3) その他保険会社が必要とする書類
- 2 保険金は、原則として、保険会社が直接、本人が指定する金融機関の口座へ払い込む ものとする。
- 3 保険会社は、保険金を支払ったときは、その旨を所長に通知するものとする。

(認定の取消し)

第10条 要綱第10条第1項第2号の規定による「長期間にわたって活動のない団体」 の「長期間」とは原則として2年間とする。

(知事への報告)

第11条 所長は、要綱第11条による知事への報告のほか、第3条の届出、第8条第2 項の事故発生報告書を受理したときは、速やかに知事に報告するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は平成20年4月1日から施行する。

高知県海岸緊急清掃事業実施要綱

(平成 20 年 9 月 2 日一部改正) (平成 22 年 4 月 5 日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は高知県が管理する海岸(以下「県管理海岸」という。)に漂着した大量 の流木等をボランティアと協力して早急に処理することにより、美しく安全で快適な海 岸を保つことを目的とする。

(事業の定義)

第2条 この要綱において事業とは、台風等により漂着した大量の流木等を処理するために土木事務所長(以下「所長」という。)が認定した団体(以下「ビーチボランティア」という。)に要請して行う流木等の処理のうち、所長が指定するものをいう。

(ビーチボランティアの認定)

- 第3条 ビーチボランティアになることを希望する団体は、ビーチボランティア認定申請 書(第1号様式)を所長に正副2通提出するものとする。
- 2 所長は、審査のうえ適当であると判断した場合はビーチボランティアとして認定する 旨を記入し、その1通を返送するものとする。

(事業の実施)

- 第4条 所長は、事業を行おうとするときはビーチボランティアに事業を実施する旨を連絡し、事業への参加を要請するものとする。
- 2 ビーチボランティアは、事業に参加する場合は所長の指示に従うものとする。
- 3 所長は、ビーチボランティアから建設機械(バックホウ、ダンプトラックなど。以下 同じ。)の提供を受けるときは、高知県海岸緊急清掃業務委託契約書(第2号様式)を作 成し、速やかに締結するものとする。

(参加状況報告書)

- 第5条 ビーチボランティアは、事業の終了した日から数えて10日以内に参加状況報告書 (第4号様式)を所長に正副2通提出し、所長の承認を得るものとする。
- 2 所長は、参加状況報告書の提出があったときは、内容が事実に相違ないか確認し、相違なければその旨を証明し、その1通を返送するものとする。
- 3 所長は、事業を行ったときは事業終了後速やかに、事業参加者の総数を港湾・海岸課 に報告するものとする。

(年度集計報告)

- 第6条 ビーチボランティアは、当該年度の参加状況(前条第2項の規定に基づく証明が得られたものに限る。)を年度集計報告書(第5号様式)により翌年度の4月 15 日までに、所長に正副2通提出し、所長の承認を得ることができるものとする。
- 2 所長は、年度集計報告書の提出があったときは、内容を確認し、相違なければその旨 を証明し、その1通を返送するとともに、速やかに年度実績報告書(第6号様式)によ り港湾・海岸課に報告するものとする。

(保険)

- 第7条 知事は事業に参加する者が行う清掃活動に対して傷害保険をかけるものとする。 ただし、保険金の支払対象は、事業(出退勤の途上を含む。)中における事故により被っ た傷害(建設機械等(建設機械及びチェーンソー等の工具をいう。以下同じ。)の操作中 に操作者自らが被った傷害及び建設機械等により操作者以外の者が被った傷害を除く。) に限るものとする。
- 2 前項の保険の契約者は高知県知事とし、保険料は港湾・海岸課が負担する。
- 3 港湾・海岸課は、保険会社と契約後、引受保険会社と保険の内容を所長に通知するものとする。

(事故発生報告)

第8条 事業に参加した者若しくはその代理人は、事故が発生したときは、直ちに所長を 経由して保険会社に連絡するとともに、事故の日から30日以内に事故発生報告書(第3 号様式)により所長を経由して保険会社に送付しなければならない。

(認定の取り消し)

- 第9条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ビーチボランティアの認定を取り消すことができるものとする。この場合においては、所長は文書をもって通知するものとする。
 - (1)ビーチボランティアが認定の取り消しを申し出た場合。
 - (2)ビーチボランティアとしてふさわしくないと認められる場合。

(表彰及び地域点数)

- 第10条 所長は、第6条第1項の規定に基づき提出された年度集計報告書に基づき、ビー チボランティアを表彰する事ができるものとする。
- 2 第6条第2項の規定に基づき所長から報告された事業への参加実績は、高知県建設工事入札参加資格審査における地域点数の対象とする。ただし、1回当たり5人役以上(建設機械は1台当たり3人役相当とするが、建設機械のみの提供は対象外とする。)で参加

した場合に限る。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。